第１　基本方針

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令／確認文書等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| ４サービス共通→**「４サービス」とは、（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）のことを指します** |  |  |  |
| １　基本方針＜利用者数＞　(　 年 月 日時点)居宅介護　　：　　人重度訪問介護：　　人同行援護　　：　　人行動援護　　：　　人 (訪問介護) ：　 人(移動支援) ：　 人 | ４サービス共通（１）利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。 | 根拠平18厚令171第3条第2項文書運営規程・個別支援計画・ケース記録 | □適□不適 |
| ４サービス共通（２）利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 | 根拠平18厚令171第3条第3項文書運営規程・個別支援計画等 | □適□不適 |
| ４サービス共通（３）管理者及び従業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないか。また、運営について、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等の支配を受けていないか。 | 根拠平25市条例第4条第1項根拠平25市条例第4条第2項 | □適□不適 |
| ●指定居宅介護（４）利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。 | 根拠平18厚令171第4条第1項文書運営規程・個別支援計画・ケース記録 | □適□不適□該当なし |
| ■指定重度訪問介護（５）重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するものが居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。 | 根拠平18厚令171第4条第2項文書運営規程・個別支援計画・ケース記録 | □適□不適□該当なし |
| ▲指定同行援護（６）視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、利用者に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排泄及び食事等の介護その他の利用者の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。 | 根拠平18厚令171第4条第3項文書運営規程・個別支援計画・ケース記録 | □適□不適□該当なし |
| ★指定行動援護（７）利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。 | 根拠平18厚令171第4条第4項文書運営規程・個別支援計画・ケース記録 | □適□不適□該当なし |

第２　人員に関する基準

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令／確認文書等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　従業者**従業者の資格要件**１　従業者 | ４サービス共通■直近実績【　　年　　月勤務実績】従業員　　　名（常勤換算　　　名）1. 事業所ごとに置くべき従業員の員数は、常勤換算方法で、2.5以上となっているか。

＜根拠平18厚告第538号　文書従業者の資格証＞ | 根拠平18厚令171第5条第1項文書勤務実績表・出勤簿（タイムカード等）・勤務体制一覧表 | □適□不適 |
| ４サービス共通◎「常勤換算方法」　　　　　　当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延べ時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。　　　(例）常勤の従業者が勤務すべき時間数40時間/週の事業所で勤務時間数20時間/週の従業者の場合　20/40＝0.5（→常勤換算0.5人）◎　常勤換算方法で2.5人以上とは、職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められたものであり、各地域におけるサービス利用の状況や利用者の数及び指定居宅介護の事業の業務量を考慮し、適切な員数の職員を確保するものとする。◎　常勤　　　「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。）に達していることをいう。ただし、男女雇用機会均等法第１３条第１項に規定する措置（母性健康管理措置）又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。　　　当該指定障害福祉サービス事業所等に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理者について、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む）の職務であって、当該指定障害福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。◎　勤務日及び勤務時間が不定期な従業者（登録居宅介護等従業者）についての勤務延べ時間数の算定については次のとおりの取扱いとする。ア　登録居宅介護等従業者によるｻｰﾋﾞｽ提供の実績がある事業所については、登録居宅介護等従業者1人当たりの勤務時間数は、当該事業所の登録居宅介護等従業者の前年度の週当たりの平均稼働時間(ｻｰﾋﾞｽ提供時間及び移動時間をいう)とすること。　　イ　登録居宅介護等従業者によるサービス提供の実績がない事業所又は極めて短期の実績しかない等のためアの方法によって勤務延べ時間数の算定を行うことが適当でないと認められる事業所については、当該登録居宅介護等従業者が確実に稼働できるものとして勤務表に明記されている時間のみを勤務延べ時間数に算入すること。なお、この場合においても、勤務表上の勤務時間数は、サービス提供の実態に即したものでなければならないため、勤務表上の勤務時間と実態が乖離していると認められる場合には、勤務表上の勤務時間の適正化の指導の対象となるものであること。　◎　出張所等があるときは、常勤換算を行う際の事業所の従業者の勤務延べ時間数には、出張所等における勤務延べ時間数も含めるものとする。 | 根拠平18障発第1206001第二の2(1)根拠平18障発第1206001第三の1(1)①根拠平18障発第1206001第二の2(3)根拠平18障発第1206001第三の1(1)②根拠平18障発第1206001第三の1(1)③ | □適□不適□該当なし |
| ２　サービス提供責任者 | ４サービス共通（１）事業所ごとに、常勤の従事者であって専ら職務に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としているか。ただし、員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる◎　事業の規模について　　　当該指定居宅介護事業者が、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合は、その一体的に運営している事業の規模に応じて、常勤換算方法によりサービス提供責任者の員数を算定する。　　　また、事業の規模は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、事業の規模は推定数による。◎　専従　　「専ら従事する」とは、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。 | 根拠平18厚令171第5条第2項根拠平18厚令171第5条第2項、3　　項根拠平18障発第1206001第二の2(4) | □適□不適□該当なし |
| ２　サービス提供責任者 | ●指定居宅介護・▲指定同行援護・★指定行動援護（２）事業所ごとに、常勤の従事者であって専ら職務に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としているか（管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えない）。なお、これについては、最小限必要な員数として定められたものであり、業務の実態に応じて必要な員数を配置するものとする。　サービス提供責任者の配置の基準は、次のいずれかに該当する員数を置くこととする。イ　事業所の月間延べサービス提供時間（待機時間や移動時間を除く。）が450時間又はその端数を増すごとに１人以上　　　〔サービス提供時間：　　　　時間／月〕４サービス共通　非常勤職員をサービス提供責任者とする場合、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤に従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする）の2分の1以上に達している者でなければならない。ロ　従業者の数が10人又はその端数を増すごとに１人以上　　　〔従業員の員数（登録含む）：　　　　人〕ハ　利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上　　　〔利用者数：　　　人〕ニ　ハの規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者（※）を１人以上配置している場合、利用者の数が50人又はその端数を増すごとに１人以上とすることができる　　　〔常勤のサ責：　　　人（うち、サ責を主とする者の氏名：　　　　　、月間サービス提供時間：　　　時間）〕　　　　〔業務効率化の内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕　　　　　※サービス提供責任者である者が当該事業所の居宅介護従業者として行ったサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が１月あたり30時間以内であること　◎　当該指定居宅介護事業所が提供する指定居宅介護のうち、通院等乗降介助に該当するもののみを利用した者の当該月における利用者の数については、0.1人として計算する。■指定重度訪問介護（３）事業所ごとに、常勤の従事者であって専ら職務に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としているか（管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えない）。なお、これについては、最小限必要な員数として定められたものであり、業務の実態に応じて必要な員数を配置するものとする。　サービス提供責任者の配置の基準は、次のいずれかに該当する員数を置くこととする。イ　事業所の月間延べサービス提供時間（待機時間や移動時間を除く。）が1,000時間又はその端数を増すごとに１人以上　　〔サービス提供時間：　　　　時間／月〕ロ　従業者の数が20人又はその端数を増すごとに1人以上　　〔従業員の員数（登録含む）：　　　　人〕ハ　利用者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上　　　　　〔利用者数：　　　人〕【サービス提供責任者の配置基準】※サービスごとの基準(※１)常勤のサービス提供責任者を３人以上配置し、　　　サービス提供責任者の業務に主として従事する者を１人以上配置している事業所において、一定の要件を満たす場合は「５０人ごとに」とすることができる(※２)通院等乗降介助のみを利用したものは、０．１人として計算する。 | 文書サービス提供責任者の勤務形態が分かる資料・勤務実績表・出勤簿（タイムカード等）・勤務体制一覧表・従業者の資格証根拠平18障発第1206001第三の1(2)①エ根拠平18厚令171第5条第2項文書サービス提供責任者の勤務形態が分かる資料・勤務実績表・出勤簿（タイムカード等）・勤務体制一覧表・従業者の資格証 | □適□不適＜居宅・同行・行動＞どの人員基準に該当するか　□　イ　□　ロ　□　ハ□　ニ□適□不適＜重度訪問＞どの人員基準に該当するか　□　イ　□　ロ　□　ハ |
| ２　サービス提供責任者 | 根拠平18障発第1206001第三の1(2)②・④、平18障発第1206001第三の1(6)②、平18障発第1206001第三の1(7)②文書従業者の資格証**サービス提供責任者の資格要件** |  | □適□不適□該当なし |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| ３　管理者 | ４サービス共通（１）専らその業務に従事する常勤の管理者を置いているか。ただし、以下の場合であって、当該指定サービス事業所等の管理業務に支障がない場合は、当該指定サービス事業所の他の職務、または当該指定居宅介護等事業所以外の事業所、施設等の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、指定サービスの従業者である必要はない。1. 当該指定サービス事業所の従業者としての職務に従事する場合

②　同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定居宅介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合（この場合の他の事業所又は施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される指定障害者支援施設等において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（指定障害者支援施設等における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。） | 根拠平18厚令171第6条根拠平18障発第1206001第三の1(3)文書管理者の勤務形態が分かる資料・勤務実績表・出勤簿（タイムカード等）・勤務体制一覧表・従業者の資格証 | □適□不適 |
| ４　人員の特例【複数の事業を併せて行う場合】(指定を受けているサービス)　□居宅介護　□重度訪問介護　□同行援護　□行動援護 | ４サービス共通□ （１）指定居宅介護事業者が、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護の事業を併せて行う場合、配置すべき人員は次の要件を満たしているか。（指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護及び指定行動援護のうち、３つ以上の指定を受ける場合も同様）　ア　従業者（ホームヘルパー）　　　　一の指定居宅介護事業所として置くべき従業者の員数で足りる。　イ　サービス提供責任者　　　　当該指定居宅介護事業に、指定重度訪問介護、指定同行援護及び指定行動援護を合わせた事業の規模に応じて１以上で足りるものとする。ただし、指定重度訪問介護事業所が指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護の事業を併せて行う場合のサービス提供責任者の配置の基準は、次のａ、ｂいずれかに該当する員数を置くこととする。ａ　４頁２の（２）（居宅介護、同行援護、行動援護のサービス提供責任者の配置基準）の基準のいずれかに該当する員数　　　　　　ただし、２の（２）ハ又はニによりサービス提供責任者の員数を算出する場合においては、重度訪問介護の利用者が10人以下の場合に限り、「指定重度訪問介護の利用者の数が40人又はその端数を増すごとに１人以上」、「指定重度訪問介護の利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上」に読み替えて算出することができるものとする。）ｂ　指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護については、２の（２）（居宅介護、同行援護、行動援護のサービス提供責任者の配置基準）の基準のいずれかに該当する員数、指定重度訪問介護については、２の（３）(重度訪問介護のサービス提供責任者の配置基準)の基準に該当する員数、のそれぞれを合計した員数　　　　　ただし、２の（３）（重度訪問介護のサービス提供責任者の配置基準）のロ（従業者の割合により算出する場合）の基準により指定重度訪問介護のサービス提供責任者の員数を算出する場合は、「指定重度訪問介護専従の従業者20人又はその端数を増すごとに１人以上」に読み替えて算出する。この場合において、指定重度訪問介護と指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護の双方に従事する従業者については、２の（２）のロ（居宅介護、同行援護、行動援護のサービス提供責任者について、従業者の割合により算出する場合）の基準を適用し員数を算出した上で、「指定重度訪問介護専従の従業者20人又はその端数を増すごとに１人以上」の基準により算出した員数と合計した員数を配置することとする。）ウ　管理者　　　　当該事業所に置くべき管理者が、指定重度訪問介護事業所、指定同行援護事業所及び指定行動援護事業所の管理者の業務を兼務することは差し支えない。　　　なお、アからウまでの取扱いについては、指定重度訪問介護事業者が指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護を、指定同行援護事業者が指定居宅介護、指定重度訪問介護又は指定行動援護を、指定行動援護事業者が指定居宅介護、指定重度訪問介護又は指定同行援護を併せて行う場合も同様とする。 | 根拠平18障発第1206001第三の1(8)①文書従業者・サービス提供責任者・管理者の勤務形態が分かる資料・勤務実績表・出勤簿（タイムカード等）・勤務体制一覧表・従業者の資格証 | □適□不適 |
| 【介護保険との関係】(介護保険の訪問介護の指定の有無)　□有　□無 | ４サービス共通（２）介護保険法による指定訪問介護事業又は第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第５条による改正前の介護保険法第８条の２第２項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）（以下「指定訪問介護等」という。）を行う者が、指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護（以下「指定居宅介護等」という。）の事業を同一の事業所において併せて行う場合は、指定訪問介護等の事業に係る指定を受けていることをもって、指定居宅介護等の事業に係る基準を満たしているものと判断し指定を行って差し支えないものとする。　　この場合において、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は次の①②いずれかに該当する員数を置くものとする。1. 当該事業所における指定訪問介護等及び指定居宅介護等の利用者数の合計数に応じて必要とされる員数以上

　　　指定重度訪問介護については、（１）イのaの基準を適用し、員数を算出するものとする。②　指定訪問介護等と指定居宅介護等のそれぞれの基準により必要とされる員数以上なお、指定居宅介護等のサービス提供責任者と指定訪問介護等のサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。 | 根拠平18障発第1206001第三の1(8)②文書適宜必要と認める資料 | □適□不適 |
| 【移動支援事業との兼務について】(移動支援事業の指定の有無)　□有　□無 | ４サービス共通（３）サービス提供責任者は、２の＜サービス提供責任者の資格要件（５頁）＞に定めるものであって、専ら指定居宅介護事業に従事するものをもって充てているか。　　ただし、利用者に対する指定居宅介護の提供に支障がない場合は、同一の敷地内にある移動支援事業の職務に従事することができるものとする。　　指定居宅介護事業者が移動支援事業を一体的に行う場合の指定居宅介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、移動支援事業を合わせた事業の規模に応じて前記サービス提供責任者の２の（２）〈必要数〉の基準のいずれかにより算出し、１以上で足りるものとする。　　なお、指定同行援護事業者又は指定行動援護事業者が同一の敷地内において移動支援事業を一体的に行う場合も同様とする。　　また、指定重度訪問介護事業者が同一の敷地内において移動支援事業を一体的に行う場合のサービス提供責者の配置の基準は、４（人員の特例要件）【複数の事業を併せて行う場合】の（１）イ「サービス提供責任者」のａ又はｂ（「指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護」を「移動支援」に読み替える。）のいずれかに該当する員数を置くものとする。 | 根拠平18障発第1206001第三の1(8)③文書適宜必要と認める資料 | □適□不適 |

*Q＆A Ｈ24.6.27　問48*

Ｑ　複数のサービスを利用する者がいる場合、置くべきサービス提供責任者の員数はどのように算出するのか。

Ａ【例】居宅介護利用者数：60人

行動援護利用者数：30人

居宅介護と行動援護両方の

サービス利用者数：10人

の場合

ａ 実利用者数

居宅(60人)+行動(30人)-複数ｻｰﾋﾞｽ利用者(10人)＝80人

よって、

サービス提供責任者の員数は、

実利用者数(80人)÷配置基準（40人）＝2人　となる

＜複数のサービスを行う事業所の場合＞　【サ責必要人数：　　　人（サ責配置人数：　　　人）】

例）居宅介護等と移動支援及び訪問介護等を行う事業所の場合のサービス提供責任者の配置基準



（　　）人

（　　）人

（　　）人

（　　）人

（　　）人

（　　）人

第３　設備に関する基準

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令／確認文書等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　設備及び備品等（法第43条第2項〉 | ４サービス共通（１）事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、サービスの提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。◎　間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。　　　なお、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定居宅介護の事業を行うための区間が明確に特定されていれば足りるものとする。　◎　事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保すること。　◎　指定居宅介護に必要な設備及び備品等を確保すること。　　　特に、手指を洗浄するための設備等感染予防に必要な設備等に配慮すること。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定居宅介護の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる。　 | 根拠平18厚令171第8条第1　項　根拠平18障発第1206001第三の2(1)～(3)文書適宜必要と認める資料 | □届出図面と変更ないか（変更があれば、変更届を提出） |

第４　運営に関する基準

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令／確認文書等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　内容及び手続の説明及び同意 | ４サービス共通（１）指定サービスの利用申込みを受けた時は、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。◎同意は、利用者及び事業者双方の保護の立場から、書面によって確認するのが望ましい。 ◎重要事項説明書の記載事項は以下のとおり　①運営規程の概要　②従業者の勤務体制　③事故発生時の対応　④苦情処理の体制　⑤第三者評価の実施状況＜最新の重要事項説明書を確認＞□運営規程と不整合な箇所がないか（特に従業者の員数、営業日・営業時間、通常の事業の実施地域、利用料・その他費用等）　　　　□利用申込者の署名等があるか□第三者評価を実施している場合、直近の実施年月日・評価機関の名称・評価結果の開示状況を記載すること　　　　□苦情申立窓口に、通常の事業の実施地域に係る全ての行政機関（保健福祉センター等）を記載しているか□利用者等に説明を行い、交付しているか。　 | 根拠平18厚令171第9条第1項　文書重要事項説明書（利用者又は家族の署名捺印） | □適□不適 |
| ４サービス共通（２）社会福祉法第77条の規定に基づき書面（契約書）の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。　◎社会福祉法第77条に規定する記載事項1. 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
2. 当該事業の経営者が提供する指定サービスの内容
3. 当該指定サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
4. 指定サービスの提供開始年月日
5. 指定サービスに係る苦情を受け付けるための窓口
 | 根拠平18厚令171第9条第2項文書利用契約書（利用者又は家族の署名捺印）・その他利用者に交付した書面 | □適□不適 |
| ２　契約支給量の報告等 | ４サービス共通（１）サービス提供及び変更に当たり、受給者証記載事項（事業者名、事業所名、サービス内容、契約支給量、契約日等）を受給者証に記載しているか。 | 根拠平18厚令171第10条第1項文書受給者証の写し | □適□不適 |
| ４サービス共通（２）契約支給量の総量は、支給決定障害者等の支給量を超えていないか。 | 根拠平18厚令171第10条第2項文書受給者証の写し・契約内容報告書 | □適□不適 |
| ４サービス共通（３）利用契約をしたとき、及び受給者証記載事項に変更があったときは、受給者証記載事項等を市町村に対し遅滞なく報告しているか。また、記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか | 根拠平18厚令171第10条第3項文書受給者証の写し・契約内容報告書 | □適□不適 |
| ３　提供拒否の禁止 | ４サービス共通1. 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。【事例の　有　・　無　】

◎　サービスの提供を拒むことのできる正当な理由について1. 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合
2. 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
3. 当該事業所の運営規定において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難な場合
4. 入院治療が必要な場合（重度訪問介護を除く）
 | 根拠平18厚令171第11条文書適宜必要と認める資料根拠平18障発第1206001第三の3(3) | □適□不適 |
| ４　連絡調整に対する協力 | ４サービス共通1. サービス利用の連絡調整に当たり、市町村又は相談支援事業者にできる限り協力しているか。

◎　市町村又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しなければならないこととしたもの　□サービス担当者会議等へ出席しているか | 根拠平18厚令171第12条文書適宜必要と認める資料根拠平18障発第1206001第三の3(4) | □適□不適 |
| ５　サービス提供困難時の対応 | ４サービス共通（１）通常の事業の実施地域等を勘案し、適切なサービスを提供することが困難な場合は、利用申込者に対し、他の事業者を紹介する等の必要な措置を講じているか。 | 根拠平18厚令171第13条文書適宜必要と認める資料 | □適□不適 |
| ６　受給資格の確認 | ４サービス共通（１）サービスの提供に当たり、受給者証により、支給決定の有無、支給決定有効期間、支給量等を確かめているか。 | 根拠平18厚令171第14条文書受給者証の写し | □適□不適 |
| ７　介護給付費の支給の申請に係る援助 | ４サービス共通（１）支給決定を受けていない者から利用申込みがあった場合、速やかに介護給付費の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | 根拠平18厚令171第15条第1項文書適宜必要と認める資料 | □適□不適 |
| ４サービス共通（２）支給期間の終了に伴う介護給付費の申請について、支給決定に通常要する期間を考慮し、申請勧奨等の必要な援助を行っているか。 | 根拠平18厚令171第15条第2項文書適宜必要と認める資料 | □適□不適 |
| ８　心身の状況等の把握 | ４サービス共通（１）サービスの提供に当たり、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 根拠平18厚令171第16条文書アセスメント・ケース記録 | □適□不適 |
| ９　指定障害福祉サービス事業者等との連携等 | ４サービス共通（１）サービスの提供に当たり、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めているか | 根拠平18厚令171第17条第1項文書個別支援計画・ケース記録 | □適□不適 |
| ４サービス共通（２）サービスの提供の終了に際して、利用者又はその家族に対し適切な援助を行うとともに、保健医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めているか。 | 根拠平18厚令171第17条第2項文書個別支援計画・ケース記録 | □適□不適 |
| 10　身分を証する書類の携帯 | ４サービス共通（１）従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示する旨の指導をしているか。※身分証には指定事業所の名称及び従業者の氏名を記載すること。また、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。 | 根拠平18厚令171第18条文書現物確認 | □適□不適 |
| 11　サービスの提供の記録 | ４サービス共通1. サービスを提供した際に、当該指定サービスの提供日、サービスの具体的な内容その他必要な事項（提供時間数、利用者負担額等の伝達事項）をその都度記録しているか。

　　◎　記録が必要な事項　　　ア　当該指定サービスの提供日　　　イ　内容（例えば居宅介護においては、身体介護と家事援助の別等）　　　ウ　実績時間数　　　エ　利用者負担額　等　□身体介護、家事援助、同行援護、行動援護、移動支援等複数のサービスを提供している場合、明確に区分して記録しているか（混在していないか） | 根拠平18厚令171第19条第1項文書サービス提供の記録 | □適□不適 |
| ４サービス共通（２）サービス提供の記録に際し、利用者からサービスを提供した旨の確認を受けているか。　□サービス提供実績記録票を作成し、利用者からの確認（押印またはサイン（レ点チェックも可））を得ているか | 根拠平18厚令171第19条第2項文書サービス提供の記録・サービス提供実績記録票 | □適□不適 |
| 12　支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等12　支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | ４サービス共通（１）利用者負担額以外に支給決定障害者等に対して金銭の支払いを求める場合、使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。□あいまいな名目による徴収や、各利用者から一律に徴収していないか | 根拠平18厚令171第20条第1項文書適宜必要と認める資料 | □適□不適□該当なし |
| ４サービス共通（２）金銭の支払いを求める際に、使途、額及び支払いを求める理由を書面で明らかにし、支給決定障害者等から同意を得ているか（ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない）。　◎　曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行うことはできないこととしたものであるが、利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に利用者等に金銭の支払いを求めることは差し支えない。　　①　指定サービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。　　②　利用者等に求める金額、その使途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。 | 根拠平18厚令171第20条第2項文書適宜必要と認める資料根拠平18障発第1206001第三の3(10) | □適□不適□該当なし |
| 13　利用者負担額等の受領 | ４サービス共通（１）法定代理受領による場合、指定障害福祉サービスを提供した際、支給決定障害者等から利用者負担額を受領しているか。（負担額が生じる場合は必ず受領すること。） | 根拠平18厚令171第21条第1項文書請求書・領収書 | □適□不適□該当なし |
| ４サービス共通（２）法定代理受領を行わないサービスを提供した際に、厚生労働大臣が定める基準額を受領しているか。 | 根拠平18厚令171第21条第2項文書請求書・領収書 | □適□不適□該当なし |
| ４サービス共通（３）（１）及び（２）のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを提供する場合に、支給決定障害者等から受領する交通費は実費相当額となっているか。また、あらかじめ当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ているか。 | 根拠平18厚令171第21条第5項文書請求書・領収書・重要事項説明書 | □適□不適□該当なし |
| ４サービス共通（４)（１）から（３）の費用を受領した場合に、支給決定障害者等に対し領収書を交付しているか。 | 根拠平18厚令171第21条第4項文書領収書 | □適□不適□該当なし |
| 14　利用者負担額に係る管理 | ４サービス共通（１）他事業所の利用負担額も含め、利用負担額の管理（上限額管理）を行っている場合、障害福祉サービス費及び利用者負担合計額の算定は適正か。 | 根拠平18厚令171第22条文書適宜必要と認める資料 | □適□不適□該当なし |
| ４サービス共通（２）上限額管理を行う事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者等及び他事業者に通知しているか。 | 根拠平18厚令171第22条文書適宜必要と認める資料 | □適□不適□該当なし |
| 15　介護給付費の額に係る通知等 | ４サービス共通1. 法定代理受領により市町村から介護給付費を支給された場合、支給決定障害者等に対しその額を通知しているか。

　□自己負担のない利用者にも漏れなく通知しているか□市町村から給付費が支給された後に通知しているか | 根拠平18厚令171第23条第1項文書サービス提供証明書の写し | □適□不適□該当なし |
| ４サービス共通（２）法定代理受領を行わないサービスの費用を受領した場合、サービスの内容、費用の額その他利用者が市町村に介護給付費の請求をする上で必要な事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に交付しているか。 | 根拠平18厚令171第23条第2項文書通知の写し | □適□不適□該当なし |
| 16　指定サービスの基本的取扱方針 | ４サービス共通（１）提供するサービスは、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。　◎目標達成の度合いや利用者の満足度等について常に評価を行うとともに居宅介護計画の見直しを行うなどその改善を図らなければならない。 | 根拠平18厚令171第24条第1項文書適宜必要と認める資料 | □適□不適 |
| ４サービス共通（２）事業者は、その提供するサービスの質の評価を自ら行い、常にその業務の質の改善を図っているか。 | 根拠平18厚令171第24条第2項文書適宜必要と認める資料 | □適□不適 |
| 17　指定サービスの具体的取扱方針 | ４サービス共通1. 従業者が提供する指定サービスの方針は次に掲げるところとなっているか。

□　居宅介護等計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。□　利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか　◎「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定ガイドラインについて（平成29年3月31日付け障発0331第15号）」を踏まえ、当該ガイドラインの基本原則（※右記参照）に十分留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮すること。□　指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか　◎本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス提供責任者がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべきものであること。なお、把握した本人の意向については、サービス提供記録や面談記録等に記録するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保について、人員体制の見直し等を含め必要な検討を行った結果、人員体制の確保等の観点から十分に対応することが難しい場合には、その旨を利用者に対して丁寧に説明を行い、理解を得るように努めること。□　指定サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか◎ 介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行うこと。□　常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っているか | 根拠平18厚令171第25条文書適宜必要と認める資料■ガイドライン基本原則■ア　本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。イ　職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他社への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める姿勢が求められる。ウ　本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人を良く知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思及び選好を推定する。 | □適□不適 |
| ４サービス共通（２）従業者が（１）の方針に従い適切にサービスを提供するよう、従業者に対し必要な周知、研修等を行っているか。 | 根拠平18厚令171第25条文書適宜必要と認める資料 | □適□不適 |
| 18　居宅介護等計画の作成 | ４サービス共通1. サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービス内容等を記載した居宅介護等計画（以下「個別支援計画」という。）を作成しているか。

→サービス提供責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定居宅介護等事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含め、個別支援計画の原案を作成し、当該計画に基づく支援を実施すること。なお、以下の点に留意して作成すること。◎　作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、居宅介護の提供によって解決すべき課題を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にしたうえで、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにすること。アセスメントにあたっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者に意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。なお、個別支援計画書の様式については、各事業所で定めるもので差し支えない。　　◎　サービス提供責任者は、他の従業者の行うサービスが個別支援計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。なお、モニタリングに際しても相談支援事業者との相互連携を図ることが求められるものであり、モニタリング結果を相互に交付すること、サービス担当者会議に出席する等の方法により連携強化を図るものとする。　　◎　介護給付費は、実際に要した時間により算定されるのではなく、当該個別支援計画に基づいて行われるべき指定居宅介護等に要する時間に基づき算定されるため、所要時間の記載が必要である。　　*Q＆A 　Ｈ27.3.31　問11**居宅内での行動援護が必要であるとサービス等利用計画などから確認できる場合には、**必要な期間内において、居宅内での行動援護は利用可能である。**Q＆A　Ｈ24Vol.1　問119（抜粋）**介護職員によるたんの吸引等を実施する事業所の登録要件の1つとして、たんの吸引等計画書を医師又は看護職員との連携の下に作成すること。（士士法施行規則第26条の３）* | 根拠平18厚令171第26条第1項文書個別支援計画書、アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる資料根拠平18障発第1206001第三の3(16)②根拠平18障発第1206001第三の3(16)④根拠平18障発第1031001第二の2(1)①　□医師の指示書はあるか　□医師の指示書は有効期間内か（６ヶ月）□計画書（医師・看護師と連携しているか）□報告書（医師に実施状況を報告しているか。）※項目に漏れがないか確認□サービス提供責任者名、担当従業者名　□ｻｰﾋﾞｽの具体的内容　□提供時間帯□具体的な介助内容※説明・同意・交付が分かる様式になっているか。（例：「○年○月○日　個別支援計画について説明を受け、同意し、交付を受けました。氏名○○○」 | □適□不適 |
| ４サービス共通1. サービス提供責任者は、個別支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族に対し計画の内容を説明し、利用者及びその同居の家族並びに指定計画相談支援を行う者に、遅滞なく当該計画を交付しているか。
	* サービス提供責任者は、サービス等利用計画を踏まえた個別支援計画の作成等を可能とするため、当該相談支援事業者が実施するサービス担当者会議に参加し、利用者に係る必要な情報を共有する等により相互連携を図るものとする。
 | 根拠平18厚令171第26条第2項文書個別支援計画書（利用者又は家族等の署名捺印）及び交付した記録 | □適□不適 |
| ４サービス共通（３）サービス提供責任者は、計画作成後においても、計画の実施状況を把握（モニタリング）し、必要に応じて計画の変更を行っているか。また、計画の変更のあった場合、（１）及び（２）に準じて取り扱っているか。　□当初の個別支援計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに当該個別支援計画の見直し、変更を行っているか　　◎　当初の個別支援計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに個別支援計画の見直し、変更を行うことが必要である。 　　◎　個別支援計画上のサービス提供時間と実際のサービス提供時間に大幅な乖離があり、かつ、これが継続する場合は、当然に個別支援計画の見直しを行う必要がある。  | 根拠平18厚令171第26条第3項、第4項文書個別支援計画書（利用者又は家族等の署名捺印）根拠平18障発第1031001第二の2(1)①② | □適□不適 |
| 19　同居家族に対するサービスの禁止 | ４サービス共通（１）従業者に対し、その同居家族である利用者に対するサービスの提供をさせていないか。 | 根拠平18厚令171第27条文書適宜必要と認める資料 | □適□不適 |
| 20　緊急時等の対応 | ４サービス共通（１）現にサービスを提供しているときに利用者に病状の急変があった場合その他必要な場合に、速やかに医療機関へ連絡する等必要な措置を講じているか。また、緊急時等の対応が適正かつ円滑に行われるよう、医療機関との常時の連絡体制を確保しているか。 | 根拠平18厚令171第28条文書緊急時対応マニュアル、ケース記録、事故等の対応記録 | □適□不適 |
| 21　支給決定障害者等に関する市町村への通知 | ４サービス共通（１）支給決定障害者等が、偽りその他不正な行為によって介護給付費を受け、又は受けようとしたとき、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 | 根拠平18厚令171第29条文書適宜必要と認める資料 | □適□不適□該当なし |
| 22　管理者及びサービス提供責任者の業務 | ４サービス共通（１）管理者は、従業者及び業務の一元的な管理を行っているか。また、条例に規定する運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行っているか。 | 根拠平18厚令171第30条第1項、第2項文書適宜必要と認める資料 | □適□不適 |
| ４サービス共通（２）サービス提供責任者は、指定サービスに係る個別支援計画の作成のほか、当該サービスの利用申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理を行っているか。（３）サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則としたうえで、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。　◎　利用者に対してのみならず、従業者に対しても、利用者への意思決定支援の実施の観点から必要な助言指導を行うこと。 | 根拠平18厚令171第30条第3項、　　第4項文書利用申込み時の記録　　サービス提供内容を管理していることが分かる書類　　（運営規程等） | □適□不適 |
| 23　運営規程 | ４サービス共通（１）指定事業所ごとに、次に掲げる重要事項に関する運営規程を定めているか。①事業の目的及び運営の方針②従業者の職種、員数及び職務の内容③営業日及び営業時間④指定サービスの内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額⑤通常の事業の実施地域（客観的にその区域が特定されるようにすること。なお、通常の事業の実施地域は利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスを行うことは差し支えない）⑥緊急時等における対応方法⑦事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類⑧虐待の防止のための措置に関する事項（虐待の防止の関する担当者の選定、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の整備、従業者に対する虐待防止研修の実施、虐待防止のための対策を検討する委員会の設置等に関すること）⑨その他運営に関する重要事項（事故発生時の対応等）　→指定サービス事業所が市町村により地域生活拠点等に位置付けられている場合は、その旨を明記すること。◎同一敷地内で複数のサービス事業の指定を受け一体的に実施する場合は、運営規程を一体的に作成することも差し支えない。◎従業者の「員数」は、日々変わりうるものであるため、業務負担軽減の観点から、人員配置基準を満たす範囲において、「◯人以上」と記載することも差し支えない。　□規程の内容に変更が生じた際、変更届が出されているか　　⇒②の変更については、毎年４月１日を基準日として届出をすればよい　□受領する費用の額について、漏れなく明確に記載しているか。　□虐待防止や身体拘束に関して必要な事項を漏れなく記載しているか | 根拠平18厚令171第31条文書運営規程 | □適□不適 |
| 24　介護等の総合的な提供 | ●指定居宅介護・■指定重度訪問介護（１）サービスの提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護（※指定重度訪問介護の場合は、外出時における移動中の介護も含む）又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることはないか。　◎「偏ること」とは、特定のサービス行為のみを専ら行うことはもちろん、特定のサービス行為に係るサービス提供時間が月単位等一定期間中のサービス提供時間の大半を占めていれば、これに該当するものである。 | 根拠平18厚令171第32条文書適宜必要と認める資料 | □適□不適□該当なし |
| 25　勤務体制の確保等 | ４サービス共通（１）利用者に対して適切なサービスが提供できるよう、指定事業所ごとに従業者の勤務体制を定めているか。◎原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。□人員基準が遵守されているか（加算の要件を満たしているか） | 根拠平18厚令171第33条第1項文書従業者の勤務表、勤務形態一覧表 | □適□不適 |
| ４サービス共通（２）指定事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供しているか。　◎　指定事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものであること。  | 根拠平18厚令171第33条第2項文書勤務形態一覧表又は雇用形態が分かる資料 | □適□不適 |
| ４サービス共通（３）従業者の資質向上のため、当該事業所以外の者が実施する研修や当該事業所内の研修への従業者の参加の機会を確保しているか。　【各研修の例】※減算規定あり　　□虐待防止を啓発・普及するための研修　　□身体拘束適正化のための研修　　□業務継続計画（ＢＣＰ）における研修　　□感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に係る研修 | 根拠平18厚令171第33条第3項文書研修計画、研修実施記録【特に留意する事項】1. 指定居宅介護事業者の方針等の明確化及びその周知啓発

　→職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。1. 相談（苦情含む）に応じ、適切に応対するために必要な体制の整備

→相談対応窓口や相談担当者をあらかじめ定め、従業者に周知すること。 | □適□不適 |
| ４サービス共通（４）適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。◎詳細は、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18 年厚生労働省告示第615 号）」及び「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）」を参照。 | 根拠平18厚令171第33条第4項文書就業環境が害されることを　　防止するための指針が分か　　る資料 | □適□不適 |
| 26　業務継続計画の策定等（ＢＣＰ） | ４サービス共通　※令和６年度から義務化（１）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 | 根拠平18厚令171第33条の2第1項文書業務継続計画 | □適□不適 |
| ４サービス共通　※令和６年度から義務化（２）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。　□研修及び訓練は年に１回以上行われているか（採用時には別に行うことが望ましい） | 根拠平18厚令171第33条の2第2項文書研修及び訓練の実施記録 | □適□不適 |
| ４サービス共通　※令和６年度から義務化（３）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか | 根拠平18厚令171第33条の2第3項文書業務継続計画の見直しを行たことが分かる資料 | □適□不適 |
| 27衛生管理等 | ４サービス共通（１）従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行っているか。　□従業者の健康診断は適切に実施されているか | 根拠平18厚令171第34条第1項文書適宜必要と認める資料、　　健康診断の結果等 | □適□不適 |
| ４サービス共通（２）事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 | 根拠平18厚令171第34条第2項文書適宜必要と認める資料、 | □適□不適 |
| ４サービス共通　※令和６年度から義務化（３）事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。①　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知【指針で規定しておく内容】◯平常時の対策◯衛生管理排せつ物の処理、血液・体液の処理等◯日常の支援に係る感染対策　　予防策（血液や排せつ物等に触れる時傷や創傷皮膚に触れる時の取り決め）、手洗いの基本、感染や食中毒を早期発見するための日常の観察項目など◯発生時の対応　　発生状況の把握、感染拡大の防止、関係機関（医療機関や保健所等）との連携、医療処置、行政への報告◯体制の整備　発生時における事業所内の連絡体制の整備、関係機関（医療機関や保健所等）への連絡体制の整備1. 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
2. 従業者に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延

の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練の定期的な実施　□感染対策委員会は、６月に１回以上行われているか　□研修及び訓練は年に１回以上行われているか（研修は採用時に行うことが望ましい） | 根拠平18厚令171第34条第3項文書①委員会議事録　　②感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針　　③研修及び訓練を実施したことが分かる資料 | □適□不適 |
| 28　掲示 | ４サービス共通（１）事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用者申込者のサービスの選択に必要な重要事項を掲示しているか。◎書面を事業所内に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。　（例：掲示すべき書類が入ったファイルを、利用者を含めた関係が自由に閲覧できる場所に設置している　等） | 根拠平18厚令171第35条第1項、第2項文書事業所の掲示物又は備え付け閲覧物 | □適□不適 |
| 29　身体拘束等の禁止 | ４サービス共通（１）指定サービスの提供に当たって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。 | 根拠平18厚令171第35条の2第1項文書個別支援計画　　身体拘束等に関する書類 | □適□不適 |
| ４サービス共通（２）やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。◎本項目に規定されている事項が実施されていないことが判明した場合、第6の13の身体拘束廃止未実施減算の対象となる。□身体拘束該当事例【　有　・　無　】　⇒　有の場合、記録の記載【　有　・　無　】 | 根拠平18厚令171第35条の2第2項　　平18障発第1206001第三の3（26）文書身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類　等） | □適□不適 |
| ４サービス共通（３）身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知②身体拘束等の適正化のための指針の整備③従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施◎本項目に規定されている事項が１つでも実施されていないことが判明した場合、第6の13の身体拘束廃止未実施減算の対象となる。* (※該当があれば)　身体拘束該当事例【　有　・　無　】

　⇒　有の場合、記録の記載【　有　・　無　】* 身体拘束適正化を検討する委員会の開催の有無（担当者：　　　　　）

　　＜直近開催日＞【　　　年　　月　　日】＜前回開催日＞【　　　年　　月　　日】（※１年に１回以上開催できているか）　　※委員会結果の従業者への周知方法（　　　　　　　　　　　　）* 身体拘束等の適正化のための指針の有無【　有　・　無　】

（指針に必要な項目を盛り込んでいるか）* 身体拘束適正化のための研修の開催の有無

　　＜直近開催日＞【　　　年　　月　　日】＜前回開催日＞【　　　年　　月　　日】（※１年に１回以上開催できているか）　 次頁に「身体拘束等の禁止(基準第 35 条の2)」について掲載しておりますので、ご参照ください。「虐待の防止（基準第40条の２）」については２３頁に掲載しております。 | 根拠平18厚令171第35条の2第3項　　平18障発第1206001第三の3（26）文書①委員会議事録　　②身体拘束等の適正化のための指針　　③研修を実施したことが分かる書類 | □適□不適 |
| 29　身体拘束等の禁止 | ◎　身体拘束等の禁止(基準第 35 条の2)　 根拠平18障発第1206001第三の3(26)1. 基準第35条の２第１項及び第２項は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。

　なお、緊急やむを得ない理由については、切迫性・非代替性・一時性の三つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければならないこと。1. 同条第３項第１号の「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）は、事業所に従事する幅広い職種により構成する。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家の活用に努めることとし、その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用が考えられる。また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。

なお、身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが必要であるが、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。指定居宅介護事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定している。なお、身体拘束適正化委員会における対応状況については、適切に記録の上、５年間保存すること。ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。 ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。なお、イにより報告された事例が無い場合にも、身体拘束等の未然防止の観点から、利用者に対する支援の状況等を確認することが必要である。 エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と廃止へ向けた方策を検討すること。 　　 オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 　 　カ 廃止へ向けた方策を講じた後に、その効果について検証すること。③ 同条同項第２号の指定居宅介護事業所が整備する「身体拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方 イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 ④ 同条同項第３号の従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定居宅介護事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定居宅介護事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。 |  |  |
| 30　秘密保持等 | ４サービス共通（１）従業者及び管理者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | 根拠平18厚令171第36条第1項文書従業者及び管理者の秘密保持契約書 | □適□不適 |
| ４サービス共通1. 従業者及び管理者であった者が、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。

◎一例として、従業者と雇用契約時に取り決めを行う等、なお、退職後も秘密は保持する必要がある。 | 根拠平18厚令171第36条第2項文書従業者及び管理者の秘密保持契約書、その他必要な処置を講じたことが分かる書類 | □適□不適 |
| ４サービス共通（３）他の事業者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得ているか。 | 根拠平18厚令171第36条第3項文書個人情報同意書 | □適□不適 |
| 31　情報の提供等 | ４サービス共通1. 利用希望者が適切かつ円滑に利用できるよう、当該事業者が実施する事業内容の情報提供に努めているか。
2. 当該事業者について広告をする場合、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。

　□情報公表対象サービス等情報について、本市障害保健福祉推進室に報告を行っているか。 | 根拠平18厚令171第37条第1項根拠平18厚令171第37条第2項根拠障害者総合支援法第76条の3第1項文書パンフレット等、事業所ホームページ画面 | □適□不適 |
| 32　利益供与等の禁止 | ４サービス共通（１）相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者又はその従業者に対し、利用者又はその家族に当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 根拠平18厚令171第38条第1項文書適宜必要と認める資料 | □適□不適 |
| ４サービス共通（２）相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | 根拠平18厚令171第38条第2項文書適宜必要と認める資料 | □適□不適 |
| 33　苦情解決33　苦情解決 | ４サービス共通（１）利用者又はその家族からのサービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置（苦情相談窓口の設置、苦情解決体制の整備、運営規程への記載等）を講じ、当該措置の内容を周知しているか。◎当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい | 根拠平18厚令171第39条第1項文書苦情受付簿、重要事項説明　書、契約書、事業所の掲示物 | □適□不適 |
| ４サービス共通（２）（１）の苦情について、受付日、内容等を記録しているか。　□マニュアルの作成【　有　　無　】 | 根拠平18厚令171第39条第2項文書苦情対応記録　　苦情対応マニュアル | □適□不適□該当なし |
| ４サービス共通（３）提供したサービスに関し、法第10条第1項、法第11条第2項及び第48条第1項の規定による報告、文書等の提出、提示の命令、当該職員からの質問、帳簿書類等の検査に応じているか。また、利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第10条　市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、当該自立支援給付に係る障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売、貸与若しくは修理（以下「自立支援給付対象サービス等」という。）を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該自立支援給付対象サービス等の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。第11条　（略）２　厚生労働大臣又は都道府県知事は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対し、その行った自立支援給付対象サービス等に関し、報告若しくは当該自立支援給付対象サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。第48条　都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所、事務所その他当該指定障害福祉サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 | 根拠平18厚令171第39条第3項根拠平18厚令171第39条第4項根拠平18厚令171第39条第5項　　文書市町村からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 | □適□不適 |
| ４サービス共通（４）京都市から求めがあった場合に、（３）の改善内容を市長に報告しているか。 | 根拠平18厚令171第39条第6項文書本市への報告書 | □適□不適□該当なし |
| ４サービス共通（５）運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う苦情解決に向けた調査、あっせんにできる限り協力しているか。◎社会福祉法第85条　運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする。２　運営適正化委員会は、前項の申出人及び当該申出人に対し福祉サービスを提供した者の同意を得て、苦情の解決のあっせんを行うことができる。 | 根拠平18厚令171第39条第7項文書運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる書類 | □適□不適□該当なし |
| 34　事故発生時の対応 | ４サービス共通（１）利用者へのサービス提供に際し事故が発生した場合は、市、支給決定市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。□事故対応マニュアルの作成の有無【　有　・　無　】□事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定め、従業員に周知しているか□家族等への説明を行っているか（説明内容等を記録しているか）□事業所にAEDを設置することや救急講習等を受講しているか（なお、事業所の近隣にＡＥＤが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない）□ヒヤリハットも記録しているか | 根拠平18厚令171第40条第1項文書事故対応マニュアル本市への事故報告書家族等への報告記録 | □適□不適 |
| ４サービス共通（２）事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しているか。□再発防止策を講じているか | 根拠平18厚令171第40条第2項文書事故の対応記録　　ヒヤリハット記録 | □適□不適□該当なし |
| ４サービス共通（３）利用者へのサービス提供に際し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。□損害賠償保険の加入の有無【　有　・　無　】　□必要に応じて、市町村に報告しているか◎指定サービス事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい | 根拠平18厚令171第40条第3項文書再発防止の検討記録　　損害賠償を速やかに行ったことが分かる書類 | □適□不適□該当なし |
| 35　会計の区分 | ４サービス共通（１）事業所ごとに経理を区分するとともに、事業ごとに会計を区分しているか。◎例えば、指定居宅介護と指定重度訪問介護を一体的に運営している場合や、介護保険の指定訪問介護と一定的に運営している場合などにおいても、事業ごとの区分が必要となる。 | 根拠平18厚令171第41条文書収支予算書・決算書等の　　会計書類 | □適□不適 |
| 35　虐待の防止 | ４サービス共通（１）虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知1. 従業者に対する虐待の防止のための研修の定期的な実施
2. ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置

□虐待の防止のための対策を検討する委員会を１年に１回以上開催しているか【直近の開催日：　　　年　　月　　日】【前回の開催日：　　　年　　月　　日】※１年に１回以上開催できているか□虐待の防止のための研修を１年に１回以上開催しているか　【直近の開催日：　　　年　　月　　日】【前回の開催日：　　　年　　月　　日】※１年に１回以上開催できているか□虐待防止措置を適切に実施するための担当者を配置しているか　　　　　　【担当者名　　：　　　　　　　　　　】（配置年月日：　　　年　　　月　　　日） | 根拠平18厚令171第40条の2文書①委員会議事録　　②研修の実施記録　　③担当を配置していることが分かる書類 | □適□不適 |
| 35　虐待の防止 | ◎　虐待の防止（基準第40条の２）　　根拠平18障発第1206000第三の3(31)① 同条第１号の虐待防止委員会の役割は、以下の３つがある。・虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）・虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）・虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えるよう努めるものとする。なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。なお、虐待防止委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。指定居宅介護事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。具体的には、次のような対応を想定している。なお、虐待防止委員会における対応状況については、適切に記録の上、５年間保存すること。ア 虐待（不適切な対応事例も含む。）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。 イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。 ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。 エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。 オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。 カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。② 指定居宅介護事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。 ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 　エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針オ 虐待発生時の対応に関する基本方針 　カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針 ③ 同条第２号の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定居宅介護事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。④ 同条第３号の虐待防止のための担当者については、サービス提供責任者等を配置すること。　 なお、当該担当者及び管理者は、「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日障発第0801002号）の別紙２「地域生活支援促進事業実施要綱」の別記２－４の３（３）の都道府県が行う研修に参加することが望ましい。 |  |  |
| 37　記録の整備 | ４サービス共通1. 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。また、少なくとも次の記録についてサービスを提供した日から5年間保存しているか。

①指定サービスに係る記録ア　第４の11（１）のサービス提供記録イ　第４の18の個別支援計画ウ　第４の29（２）の身体拘束等に関する記録エ　第４の33（２）の苦情の内容等の記録オ　第４の34（２）の事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録　　②第４の21（１）の利用者（支給決定障害者）に関する市町村への通知に係る記録 | 根拠平18厚令171第42条第1項根拠平18厚令171第42条第2項文書職員名簿、設備・備品台帳　　帳簿等の会計書類　　各種記録簿冊 | □適□不適 |
| 38　電磁的記録等 | ４サービス共通（１）電磁的記録による場合は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが　規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行っているか。 | 根拠平18厚令171第224条第1項文書電磁的記録簿冊 | □適□不適□該当なし |
| ４サービス共通（２）電磁的記録による場合は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には、当該利用者の障害の特性に配慮をしつつ、書面に代えて電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することが出来ない方法をいう。）により行っているか。 | 根拠平18厚令171第224条第2項文書適宜必要と認める資料 | □適□不適□該当なし |

第５　変更の届出等

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令／確認文書等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　変更の届出 | ４サービス共通（１）次の事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、10日以内に届け出ているか。また、事業の休止・廃止をしようとするときは、休止・廃止予定日の1月前までに届け出ているか。①事業所の名称及び所在地②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名③申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）④事業所の平面図⑤事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴⑥運営規程⑦当該申請に係る事業に係る介護給付費等の請求に関する事項 | 根拠法第46条第1項　　施行規則第34条の23根拠法第46条第2項　　施行規則第34条の23文書適宜必要と認める資料 | □適□不適□該当なし |

第６　介護給付費の算定及び取扱い

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令／確認文書等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　介護給付費基本的事項 | ４サービス共通（１）「介護給付費等単位数表」に「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 | 根拠平18厚告第523号文書適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□不適 |
| ４サービス共通（２）額の算定にあたって、端数処理（1円未満の端数は切捨て）を適切に行っているか。 | 根拠平18厚告第523号文書適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□不適 |
| ４サービス共通（３）指定サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、個別支援計画（指定行動援護においては、支援計画シート等を含む）に位置付けられた内容の指定サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。　◎当初の個別支援計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに当該計画の見直し、変更を行うことが必要である。●指定居宅介護　◎１日に居宅介護を複数回算定する場合にあっては、概ね２時間以上の間隔を空けること。また、別のサービス類型を使う場合は、間隔が２時間未満の場合もあり得るが、身体介護中心型を30分、連続して家事援助中心型を30分、さらに連続して身体介護中心型を算定するなど、別のサービス類型を組み合わせることにより高い単価を複数回算定することは、単価設定の趣旨とは異なる不適切な運用であり、この場合、前後の身体介護を１回として算定する。なお、身体の状況等により、短時間の間隔で短時間の滞在により複数回の訪問を行わなければならない場合や、別の事業者の提供する居宅介護との間隔が２時間未満である場合はこの限りではない。　◎１人の利用者に対して複数の居宅介護従業者が交代して居宅介護を行った場合も、１回の居宅介護としてその合計の所要時間に応じた所定単位数を算定する。　◎「所要時間30分未満の場合」で算定する場合の所要時間は20分程度以上とする。ただし、夜間、深夜及び早朝の時間帯に提供する指定居宅介護等にあってはこの限りでない。所要時間とは、実際に居宅介護を行った時間をいうものであり、居宅介護のための準備に要した時間等は含まない。 | 根拠平18厚告第523号別表第1の1の注4根拠平18厚告第523号別表第2の1の注3根拠平18厚告第523号別表第3の1の注2根拠平18厚告第523号別表第4の1の注2文書適宜必要と認める報酬関係資料根拠平18障発第1031001第二の2(1)①③ | □適□不適 |
| ４サービス共通（４）利用者が居宅介護等（指定重度訪問介護においては、療養介護を含む）以外の障害福祉サービスを受けている間（指定居宅介護及び指定重度訪問介護においては、共同生活援助サービス費を受けている間（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。）を除く。）又は障害児指定通所支援若しくは障害児指定入所支援を受けている間は、サービス費を算定していないか。 | 根拠平18厚告第523号別表第1の1の注17根拠平18厚告第523号別表第15の1の注5根拠平18厚告第523号別表第2の1の注14根拠平18厚告第523号別表第3の1の注12根拠平18厚告第523号別表第4の１の注11文書適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□不適 |
| ２　居宅介護サービス費２　居宅介護サービス費２　居宅介護サービス費 | ●指定居宅介護（１）居宅における身体介護が中心である場合、通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である場合及び通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合については、区分1（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）以上に該当する利用者に対して、指定事業所の従業者が指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 | 根拠平18厚告第523号別表第1の1の注1文書適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□不適□該当なし |
| ●指定居宅介護（２）通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合については、次の①及び②のいずれにも該当する支援の度合（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）にある利用者に対して、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。①区分2以上に該当していること。②平成26年厚生労働省令第5号「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」別表第一における次のイ～ホまでに掲げる項目のいずれかについて、それぞれイ～ホまでに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。イ　歩行「全面的な支援が必要」ロ　移乗「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」ハ　移動「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」ニ　排尿「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」ホ　排便「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 | 根拠平18厚告第523号別表第1の1の注2文書適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□不適□該当なし |
| ●指定居宅介護（３）家事援助が中心である場合については、区分1以上に該当する利用者のうち、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(家族等)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、家事援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。)が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 | 根拠平18厚告第523号別表第1の1の注3文書適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□不適□該当なし |
| ●指定居宅介護（４）居宅における身体介護が中心である場合については、第２（人員に関する基準）「従業者の資格要件」に掲げる者が、居宅における身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護をいう）が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。◎第２（人員に関する基準）「従業者の資格要件」に掲げる資格要件に応じて、所定単位数に代えて、単位数を算定しているか。□減算対象となるヘルパーの派遣の有無【　有　・　無　】（有の場合）□所定単位数の100分の70に相当する単位数□重度訪問介護サービス費に規定する所定単位数（所要時間3時間以上の場合は、平18厚告第523号参照） | 根拠平18厚告第523号別表第1の1の注5文書適宜必要と認める報酬関係資料　 | □適□不適□該当なし |
| ●指定居宅介護（５）通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合については、第２（人員に関する基準）「従業者の資格要件」に掲げる者が、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。◎第２（人員に関する基準）「従業者の資格要件」に掲げる資格要件に応じて、所定単位数に代えて、単位数を算定しているか。□減算対象となるヘルパーの派遣の有無【　有　・　無　】（有の場合）□所定単位数の100分の70に相当する単位数□重度訪問介護サービス費に規定する所定単位数（所要時間3時間以上の場合は、平18厚告第523号参照） | 根拠平18厚告第523号別表第1の1の注6文書適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□不適□該当なし |
| ●指定居宅介護◎　「通院等介助」の利用目的　　　病院への通院等（この場合の「通院等」には入院と退院を含む。）を行う場合、公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために官公署に訪れる場合、指定地域移行支援事業所、指定地域定着支事業所、指定特定相談支援事業所又は指定特定障害児相談支援事業所を訪れる場合をいうものであるが、相談の結果、見学のために紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合を含む。また、目的地が複数あって居宅が始点又は終点となる場合には、指定障害福祉サービス（生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型）、指定通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）、地域活動支援センター等から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助及び通院等乗降介助に関しても、同一の指定居宅介護事業所が行うことを条件に、算定することができる。◎　院内介助について　　　病院内の移動等の介助(院内介助)は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであり、その時間帯については給付費は算定できない。ただし、障害の状況等により居宅介護事業所の従業者による院内介助が必要と認められる場合は、給付費の算定が可能である。よって、　　⑴　居宅介護事業所の従業者による院内介助について給付費を算定する場合は、その必要性を検討し、その旨をアセスメント票又は居宅介護計画に位置付けたうえで、算定すること。　　⑵　居宅介護事業所の従業者による院内介助の必要性が認められない場合は、給付費は算定できないので、サービス提供記録に、院内のスタッフによる対応の時間等を記録すること。（例：算定対象外時間10:00～11:00）◎　「通院等介助（身体介護を伴う場合）」と「身体介護中心型」の区分　　　「通院等介助（身体介護を伴う場合）」を行うことの前後において、居宅における外出に直接関連しない身体介護（入浴介助、食事介助など）に30分～１時間以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合には、これらを通算した所要時間に応じた「身体介護中心型」の所定単位数を算定できる。この場合には、「通院等介助（身体介護を伴う場合）」の所定単位数は算定できない。 | 根拠平18障発第1031001第二の2(1)⑤文書適宜必要と認める報酬関係資料根拠平20障発第0425001「「平成20年４月以降における通院等介助の取扱いについて」３(4)」根拠平18障発第1031001第二の2(1)⑧ | □適□不適□該当なし |
| ●指定居宅介護（６）家事援助が中心である場合については、第２（人員に関する基準）「従業者の資格要件」に掲げる者が、家事援助が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。◎第２（人員に関する基準）「従業者の資格要件」に掲げる資格要件に応じて、所定単位数に代えて、単位数を算定しているか。□減算対象となるヘルパーの派遣の有無【　有　・　無　】（有の場合）□所定単位数の100分の90に相当する単位数 | 根拠平18厚告第523号別表第1の1の注7文書適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□不適□該当なし |
| ●指定居宅介護（７）通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合については、第２（人員に関する基準）「従業者の資格要件」に掲げる者が、通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。◎第２（人員に関する基準）「従業者の資格要件」に掲げる資格要件に応じて、所定単位数に代えて、単位数を算定しているか。□減算対象となるヘルパーの派遣の有無【　有　・　無　】（有の場合）□所定単位数の100分の90に相当する単位数 | 根拠平18厚告第523号別表第1の1の注8文書適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□不適□該当なし |
| ●指定居宅介護（８）通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合については、第２（人員に関する基準）「従業者の資格要件」に掲げる者が、通院等のため、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助を行った場合に、1回につき所定単位数を算定しているか。◎第２（人員に関する基準）「従業者の資格要件」に掲げる資格要件に応じて、所定単位数に代えて、単位数を算定しているか。□減算対象となるヘルパーの派遣の有無【　有　・　無　】（有の場合）□所定単位数の100分の90に相当する単位数（通院等のための乗車又は降車の介助が中心である指定居宅介護を行った場合）　◎　指定居宅介護事業所等が「通院等乗降介助」を行う場合には、当該所定単位数を算定し、身体介護中心型、通院等介助の所定単位数は算定できない。当該所定単位数を算定するに当たっては、道路運送法他の法令等に抵触しないよう留意すること。なお、移送行為そのもの、すなわち運転時間中は当該所定単位数の算定対象ではなく、移送に係る経費（運賃）は評価しない。　◎　片道につき所定単位数を算定するものであり、乗車と降車のそれぞれについて区分して算定することはできない。　◎　複数の利用者に「通院等乗降介助」を行った場合であって、乗降時に１人の利用者に対して１対１で行う場合には、それぞれ算定できるが、効率的なサービスの観点から移送時間を極小化すること。　◎　サービス行為について、それぞれ具体的に介助する行為を要する。例えば、利用者の日常生活動作能力などの向上のために、移動時、転倒しないように側について歩き、介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る場合は算定対象となるが、乗降時に車両内から見守るのみでは算定対象とならない。 　　　また、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」に加えて、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」を行うか、又は、「通院先での受診等の手続、移動等の介助」を行う場合に算定対象となるものであり、これらの移動等の介助又は受診等の手続を行わない場合には算定対象とならない。　◎　「通院等乗降介助」は、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先での受診等の手続、移動等の介助」を一連のサービス行為として含むものであり、それぞれの行為によって細かく区分し、「通院等乗降介助」又は「通院等介助」として算定できない。例えば、通院等に伴いこれに関連して行われる、居室内での「声かけ・説明」・「病院等に行くための準備」や通院先等での「院内の移動等の介助」は、「通院等乗降介助」に含まれるものであり、別に「通院等介助」として算定できない。なお、同一の事業所において、１人の利用者に対して複数の居宅介護従業者が交代して「通院等乗降介助」を行った場合も、１回の「通院等乗降介助」として算定し、居宅介護従業者ごとに細かく区分して算定できない。　◎　「通院等乗降介助」を算定するに当たっては、適切なアセスメントを通じて、生活全般の解決すべき課題に対応した様々なサービス内容の一つとして、総合的な援助の一環としてあらかじめ居宅介護計画に位置付けられている必要がある。　◎「通院等乗降介助」と「通院等介助（身体介護が伴う場合」の区分　　　「通院等乗降介助」を行うことの前後に連続して相当の所要時間（20分～30分程度以上）を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合には、その所要時間に応じた「通院等介助（身体介護を伴う場合）」の所定単位数を算定できる。この場合には、「通院等乗降介助」の所定単位数は算定できない。　　（例）乗車の介助の前に連続して寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合。　◎　「通院等乗降介助」等と「身体介護中心型」の区分　　　「通院等乗降介助」を行うことの前後において、居宅における外出に直接関連しない身体介護（入浴介助、食事介助など）に30分～１時間以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合には、これらを通算した所要時間に応じた「身体介護中心型」の所定単位数を算定できる。この場合には、「通院等乗降介助」の所定単位数は算定できない。 | 根拠平18厚告第523号別表第1の1の注9文書適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□不適□該当なし |
| ３　重度訪問介護サービス費３　重度訪問介護サービス費３　重度訪問介護サービス費 | ■指定重度訪問介護（１）区分4以上に該当し、次の①又は②のいずれかに該当する利用者に対して、指定事業所の従業者が指定重度訪問介護（居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）時における移動中の介護を総合的に行うもの）を行った場合に、所定単位数を算定しているか。* + - 1. 次のイ及びロのいずれにも該当していること。

イ　2肢以上に麻痺等があること。ロ　平成26年厚生労働省令第5号「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」別表第一における次のaからdまでに掲げる項目について、それぞれaからdまでに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。a　歩行「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」b　移乗「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」c　排尿「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」d　排便「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」1. 行動関連項目合計点数（第543号告示第4号に規定する行動関連項目点数をいう。以下同じ）が10点以上であること。
 | 根拠平18厚告第523号別表第2の1の注1根拠平18厚告第543号第4号文書適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□不適□該当なし |
| ■指定重度訪問介護（２）平成18年9月30日において現に日常生活支援(廃止前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第169号)別表介護給付費等単位数表(旧介護給付費等単位数表)の1の注5に規定する日常生活支援)の支給決定を受けている利用者のうち、次の①又は②のいずれにも該当する者に対して、指定重度訪問介護を行った場合に、障害支援区分の認定が効力を有する期間内に限り、所定単位数を算定しているか。①区分3以上に該当していること。②日常生活支援及び旧介護給付費等単位数表の5の注1に規定する指定外出介護等の支給量の合計が125時間を超えていること | 根拠平18厚告第523号別表第2の1の注2文書適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□不適□該当なし |
| ■指定重度訪問介護（３）（１）の①又は②に掲げる者であって、区分4に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から指定重度訪問介護を受けていた利用者に対して、当該利用者との意思疎通を図ることができる重度訪問介護従業者が、当該病院等と連携し、病院等において指定重度訪問介護等を行った場合に、入院又は入所をした病院等において利用を開始した日から起算して、90日以内の期間に限り、所定単位数を算定しているか。また、90日を超えた期間に行われた場合であっても、入院又は入所をしている間引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対して指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の80に相当する単位数を算定しているか。 | 根拠平18厚告第523号別表第2の1の注2の2文書適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□不適□該当なし |
| ■指定重度訪問介護（４）第２（人員に関する基準）「従業者の資格要件」に掲げる者が、指定重度訪問介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 | 根拠平18厚告第523号別表第2の1の注4根拠平18厚告第548号第7号文書適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□不適□該当なし |
| ■指定重度訪問介護（５）第２（人員に関する基準）「従業者の資格要件」に掲げる者が、（１）の①に掲げる者であって、区分6（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、次の①又は②のいずれかに該当する利用者に対し指定重度訪問介護を行った場合に、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。①次のイ及びロのいずれにも該当していること。イ　四肢すべてに麻痺等があり、かつ、寝たきりの状態にある者ロ　次のa又はbのいずれかに該当していること。a　人工呼吸器による呼吸管理を行っている者b　最重度の知的障害のある者②平18厚告第543号第4号「厚生労働大臣が定める基準」を満たしている（同告示別表第2に掲げる行動関連項目の合計点数が10点以上である）こと。 | 根拠平18厚告第523号別表第2の１の注5根拠平18厚告第543号第4号文書適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□不適□該当なし |
| ■指定重度訪問介護（６）第２（人員に関する基準）「従業者の資格要件」に掲げる者が、区分6に該当する者につき、指定重度訪問介護を行った場合に、所定単位数の100分の8.5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。【算定にあたって】◎　重度訪問介護は、日常生活全般に常時の支援を要する重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものに対して、比較的長時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、食事や排せつ等の身体介護、調理や洗濯等の家事援助、コミュニケーション支援や家電製品等の操作等の援助及び外出時における移動中の介護が総合的かつ断続的に提供されるような支援をいうものである。 　　　したがって、重度訪問介護については、比較的長時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、身体介護や家事援助等の援助が断続的に行われることを総合的に評価して設定しており、同一の事業者がこれに加えて身体介護及び家事援助等の居宅介護サービス費を算定することはできない。ただし、当該者にサービスを提供している事業所が利用者の希望する時間帯にサービスを提供することが困難である場合であって、他の事業者が身体介護等を提供する場合はこの限りでない。　　また、外出時において、行動援護サービスを利用する場合の方が適している場合にあっては、重度訪問介護に加えて、行動援護サービス費を算定することは差し支えない。◎　病院等に入院又は入所中の障害者に重度訪問介護を行った場合の重度訪問介護サービス費の算定については以下のとおりとする。（一） 病院等に入院又は入所中には、健康保険法の規定による療養の給付や介護保険法の規定による介護給付等（ 以下「他法給付」という。） が行われることなどから、重度訪問介護により提供する支援は、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本とする。なお、意思疎通の支援の一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従業者が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されることに留意されたい。　　　なお、他法給付のうち、健康保険法の規定による療養の給付を受けている患者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則第20条第７号において、「保険医は、患者の負担により、患者に保険医療機関の従業員以外の者による看護を受けさせてはならない。」と、介護保険法の規定による介護給付を受けている入所者等についても、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等において、「介護老人保健施設は、その入所者に対して、入所者の負担により、当該介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。」等と規定されている。 | 根拠平18厚告第523号別表第2の1の注6文書適宜必要と認める報酬関係資料根拠平18障発第1031001第二の2(2)② | □適□不適□該当なし |
| 　このため、病院等に入院又は入所中の利用者に対する重度訪問介護の提供に当たっては、病院等との連携のもとに行うことを報酬算定上の要件としている。当該要件は、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等で提供される治療等に影響がないように病院等の職員と十分に調整した上で行う必要があるために設けたものであることに留意されたい。また、入院又は入所中の病院等からの外出する場合の支援（ 他法給付と重複しないものに限る。） についても重度訪問介護を利用できるものであることに留意されたい。　　（二） 重度訪問介護従業者は、利用者との意思疎通を図ることができる者とする。　　（三） 入院又は入所中の病院等における支援等に当たっては、原則として、指定重度訪問介護事業所等と当該病院等が、利用者の病状等や病院等が行う治療等及び重度訪問介護の支援の内容について共有した上で行うこととする。　　（四） 入院又は入所した病院等において利用を開始した日から起算して90日を超えて支援を行う場合は、障害者へのコミュニケーション支援等の必要性について、市町村が認めた場合に限り、所定単位数の100 分の80 に相当する単位数を算定する。90日を超える利用に当たっては、30日ごとに、重度訪問介護の必要性について市町村が認める必要があるものとする。また、当該日数について、入院又は入所していた病院等から利用者が転院する等により、意思疎通の支援等の必要性が改めて認められる場合にあっては、転院先の病院等において利用を開始した日から改めて起算するものとする。　*H30.3.30　Q&A　問29**重度訪問介護を病院等への入院時に利用するに当たり、在宅時の利用と分けて支給決定をする必要はない。**同　Q&A　問30**これまで居宅介護のみを利用してきた者について、入院した後に重度訪問介護の支給は認められない。**本改正では、重度訪問介護によるコミュニケーション支援も含め、比較的長時間にわたり断続的な支援を必要とする利用者に対して、入院中も当該利用者の状態等を熟知したヘルパーによる支援を受けられるようにしたものである。なお、地域生活支援事業における意思疎通支援事業については、従来どおり、病院等に入院中の障害者にもコミュニケーション支援を行えるものであり、引き続き、対象者等を含めて柔軟に運用していただいて差し支えない。**同　Q&A　問31**入院中に重度訪問介護を利用している者について、在宅時の利用から支給量を増やすことは妨げないが、入院中に必要な支援は、基本的には病院等の職員により行われるものであることから、変更の必要性については慎重に検討されたい。**同　Q&A　問32**入院中においても、意思疎通に対応するための見守りの時間は報酬の対象となる。*　*同　Q&A　問33*　　*入院先の病院等の職員が、当該利用者とのコミュニケーションの技術の習得に時間を要し、障害者の状態等によっては、90 日を超えて支援を要することも考えられることから、利用者や重度訪問介護事業所等から支援状況の聞き取りを行うなどして、必要に応じて、90 日を超える利用を認めることも差し支えない。**ただし、重度訪問介護従業者による支援が、病院等において行われるべき支援を代替することにならないよう、支援内容や病院等との連携状況等については、十分に把握した上で判断する必要があることに留意されたい。**同　Q&A　問34**入院又は入所中の病院等が、重度訪問介護事業所の通常の実施地域以外の地域に所在する場合、当該病院等にヘルパーを派遣したときの交通費を利用者に請求することは基本的にはできないものとする。ただし、病院等が重度訪問介護事業所の通常の実施地域から著しく離れている場合であって、重度訪問介護事業所と利用者との間で合意がされている場合には、交通費の一部を請求することも差し支えない**H31.4.4　　Q&A　問2* *Q 重度訪問介護を病院等への入院時に利用するに当たり、あらかじめ利用者から申請や手続等が必要か。**A　入院については計画的なものから緊急的なものまで様々な形態が想定されるため、事前の申請や手続き等は不要である。**ただし、病院等に入院中には、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等で提供される治療等の療養の給付等に影響がないように病院等の職員と重度訪問介護事業所が調整した上で行う必要があることから、調整ができなかった場合には報酬算定できないことに留意されたい。**同　Q&A　問3* *Q 入院した病院等において利用を開始した日から起算して90日を超えて支援を行う場合は、30日ごとに、重度訪問介護の必要性について市町村が認める必要があるが、当該利用者が入院したことについて、どのような手続きで確認を行えばよいのか。**A 入院から約60日経過した場合は、速やかに重度訪問介護事業所から市町村へ報告させることとし、利用開始日や現在の利用状況等を確認されたい。* | 根拠平18障発第1031001第二の2(2)② |  |
| ４　同行援護サービス費 | ▲指定同行援護（１）別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対して、指定事業所の従業者が指定同行援護（外出時において、当該利用者に同行し、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む。）、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者の外出時に必要な援助をいう。）を行った場合に、所定単位数を算定しているか。◎別に厚生労働大臣が定める基準…平18厚告第543号　第8号 | 根拠平18厚告第523号別表第3の1の注1文書適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□不適□該当なし |
| ▲指定同行援護（２）第２（人員に関する基準）「従業者の資格要件」に掲げる者が、指定同行援護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。◎第２（人員に関する基準）「従業者の資格要件」に掲げる資格要件に応じて、所定単位数に代えて、単位数を算定しているか。□減算対象となるヘルパーの派遣の有無【　有　・　無　】（有の場合）□所定単位数の100分の90に相当する単位数 | 根拠平18厚告第523号別表第3の1の注3文書適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□不適□該当なし |
| ▲指定同行援護（３）第２（人員に関する基準）「従業者の資格要件」に掲げる者であって盲ろう者向け通訳・介助員である者が、（１）の基準を満たしている者のうち、聴覚障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の6級に相当する障害を有する者（盲ろう者）に対して指定同行援護を行った場合に、所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。◎（２）のただし書きにも該当する場合は、（２）の減算を併せて算定する。◎　盲ろう者向け通訳・介助員（令和3年3月31日時点で視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して支援を行った経験を有しない者を含む。）が、同行援護の対象者でかつ聴覚障害の程度が６級に相当する障害を有する者に対して同行援護を行った場合には、所定単位数の100分の25に相当する単位数を加算する。　　　なお、盲ろう者向け通訳・介助員が、同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了していない場合は、本加算と、上記①の減算を併せて算定すること。　　　　*Q&A　H30.3.30　問43**「盲ろう者向け通訳・介助員」とは、地域生活支援事業の「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修」を修了した者等をいうが、このうち、同行援護従業者養成研修を修了していなくても同行援護に従事できるのは、平成30 年3月31 日時点において、地域生活支援事業の「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」に従事し、実際に盲ろう者の支援を行ったことがある者である。**一方、盲ろう者に支援した場合に加算を算定できる要件としている「盲ろう者向け通訳・介助員」は、「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」に従事していることを要件としていない。**Q&A　H30.3.30　問47**地域生活支援事業の盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業と同行援護は、利用者の支援のニーズ等に応じて、いずれの利用も可能である。また、同行援護は、従業者が１人の利用者の支援に専念し、その行った支援に対して報酬を支払うサービスであるが、地域生活支援事業は、支援や支払いの方法等も含めて柔軟に運用できることから、例えば、盲ろう者が会議に参加し、頻回な通訳介助を要し、交代要員として２人目を派遣する必要がある場合などにおいて、同行援護と盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を併用することも可能である* | 根拠平18厚告第523号別表第3の1の注4文書適宜必要と認める報酬関係資料根拠平18障発第1031001第二の2(3)④ | □適□不適□該当なし |
| ▲指定同行援護（４）区分3（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）に該当する利用者につき、指定同行援護を行った場合に、所定単位数の100分の20に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。また、区分4以上（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）に該当する利用者につき、指定同行援護等を行った場合に、所定単位数の100分の40に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 | 根拠平18厚告第523号別表第3の1の注4の2、4の3文書適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□不適□該当なし |
| ５　行動援護サービス費 | ★指定行動援護（１）次の①及び②のいずれにも該当する支援の度合（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）にある利用者に対して、指定事業所の従業者が指定行動援護（当該利用者が居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等をいう。）を行った場合に、所定単位数を算定しているか。①区分3以上に該当していること。②行動関連項目合計点数が10点以上（障害児にあっては、これに相当する支援の度合い）である者。◎　行動援護は、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難がある者に対して、居宅内や外出時における次のようなサービスを行うものである。　　⇒予防的対応・制御的対応・身体介護的対応 | 根拠平18厚告第523号別表第4の1の注1根拠平18厚告第543号第12号文書適宜必要と認める報酬関係資料根拠平18障発第1031001第二の2(4)② | □適□不適□該当なし |
| ★指定行動援護（２）第２（人員に関する基準）「従業者の資格要件」に掲げる者が、指定行動援護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 | 根拠平18厚告第523号別表第4の1の注3文書適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□不適□該当なし |
| ★指定行動援護（３）行動援護サービス費は、1日1回のみの算定となっているか。　◎　単価適用の留意点　　　　行動援護で提供されるサービスは、その性格上、一般的に半日の範囲内にとどまると想定されるが、８時間以上実施されるような場合にあっては、「７時間30分以上の場合　」の単位を適用する。　　　また、行動援護は、主として日中に行われる外出中心のサービスであることから、早朝・夜間・深夜の加算は算定されないので留意すること。 | 根拠平18厚告第523号別表第4の１の注5文書適宜必要と認める報酬関係資料根拠平18障発第1031001第二の2(4)③ | □適□不適□該当なし |
| ６　同一敷地内建物等に居住する利用者に提供した場合の減算 | ●指定居宅介護（1）指定事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定事業所等と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」）に居住する利用者又は指定事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する者に対して、指定居宅介護を行った場合に、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。また、指定事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者に対して、指定居宅介護を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。◎　同一敷地内建物等の定義「同一敷地内建物等」とは、当該指定居宅介護事業所等と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（ 当該指定居宅介護事業所等と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。） にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の１階部分に指定居宅介護事業所等がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。 | 根拠平18厚告第523号別表第1の1の注9の3文書適宜必要と認める報酬関係資料根拠平18障発第1031001第二の2(1)⑫(一) | □適□不適□該当なし |
| ６　同一敷地内建物等に居住する利用者に提供した場合の減算 | ◎　同一の建物に20 人以上居住する建物（ 同一敷地内建物等を除く。） の定義ア　「当該指定居宅介護事業所等における利用者が同一建物20人以上居住する建物」とは、同一敷地内建物等に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該指定居宅介護事業所等の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではない。　 イ　この場合の利用者数は、１月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。この場合、１月間の利用者の数の平均は、当該月における１日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。◎　当該減算は、指定居宅介護事業所等と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと。（同一敷地内建物等に該当しないものの例）・　同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合・　隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合◎　同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定居宅介護事業所等の指定居宅介護事業者等と異なる場合であっても該当するものであること。◎　同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の定義ア　同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該指定居宅介護事業所等の利用者が50人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものである。イ　この場合の利用者数は、１月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。この場合、１月間の利用者の数の平均は、当該月における１ 日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。*H30.3.30　Q＆A　問23**月の途中に、「同一敷地内建物等に居住する利用者に提供した場合の減算」の適用を受ける建物に入居した又は当該建物から退去した場合、利用者が、減算対象となる建物に入居した日から退去した日までの間に受けたサービスについてのみ、減算の対象となる。**H30.3.30　Q＆A　問24**住民票の住所と実際の居住場所が異なる場合は、実際の居住場所で「同一建物居住者」として判断する。**H30.3.30　、Q＆A　問25**「同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」であっても「サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと」の具体的範囲について。**本減算は、例えば、集合住宅の１階部分に事業所がある場合など、事業所と同一建物に居住する利用者を訪問する場合には、地域に点在する利用者を訪問する場合と比べて、移動等の労力（移動時間）が軽減されることから、このことを適正に評価するために行うものであり、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合と同様の移動時間により訪問できるものについては同様に評価することとし、「同一敷地内にある別棟の集合住宅」、「隣接する敷地にある集合住宅」、「道路等を挟んで隣接する敷地にある集合住宅」のうち、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合と同様に移動時間が軽減されるものについては、減算対象とすることとしたものである。このようなことから、例えば、以下のケースのように、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合とは移動時間が明らかに異なるものについては、減算対象とはならないものと考えている。**・ 広大な敷地に複数の建物が点在するもの（例えば、ＵＲ（独立行政法人都市再生機構）などの大規模団地や、敷地に沿って複数のバス停留所があるような規模の敷地）**・ 幹線道路や河川などにより敷地が隔てられており、訪問するために迂回しなければならないもの**H30.3.30　、Q＆A　問26**「同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」に該当するもの以外の集合住宅に居住する利用者にサービスを提供する場合、利用者が１月あたり20 人以上の場合は、算定月の実績で減算の有無を判断することとなる。**H30.3.30　、Q＆A　問27**「同一建物に居住する利用者が、１月あたり20 人以上である場合の利用者数」とは、当該居宅介護事業所とサービス提供契約のある利用者のうち、該当する建物に居住する者の数をいう（サービス提供契約はあるが、当該月において、居宅介護サービス費の算定がなかった者を除く）。* *H31.4.4　、Q＆A　問1* *居宅介護において利用者が同一建物に20人以上もしくは50人以上居住する場合は減算する取扱いとしているが、利用者数には介護保険の訪問介護サービス利用者は含まない。障害福祉サービスの居宅介護を利用している者以外は含まない。* | 根拠平18障発第1031001第二の2(1)⑫(二)根拠平18障発第1031001第二の2(1)⑫(三)　根拠平18障発第1031001第二の2(1)⑫(四)根拠平18障発第1031001第二の2(1)⑫(五) |  |
| ７　支援計画シート未作成減算 | ★指定行動援護（１）指定行動援護の提供に当たって、支援計画シート等が作成されていない場合、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。　□支援計画シート等が作成できているか【支援計画シートの作成：　　有　　・　　無　　】【支援手順書兼記録用紙の作成：　　有　　・　　無　　】　◎　支援計画シート等の作成に係る業務が適切に行われていない場合に算定される単位数は、所定単位数の100分の95とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の95となるものではないことに留意すること。　◎　支援計画シート等未作成減算については、行動障害を有する者への支援について、関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うために、支援計画シート等を作成することが重要であることに鑑み、支援計画シート等の作成が適切に行われていない場合に、報酬告示に基づき、介護給付費を減算することとしているものである。　◎　支援計画シート等未作成減算の具体的取扱い　　　具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算する。　　ア　サービス提供責任者等による指揮の下、支援計画シート等が作成されていないこと。　　イ　支援計画シート等の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。*H30.3.30　Q＆A　問46**支援計画シートの様式については、「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」（ 平成26年３月31日付け障障発0331第８号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、支援計画シート等の様式例をお示しているので、参照されたい。* | 根拠平18厚告第523号別表第4の1の注2の2 文書支援計画シート　　支援手順書兼記録用紙　等根拠平18障発第1031001第二の2(4)⑤(一)根拠平18障発第1031001第二の2(4)⑤(二)根拠平18障発第1031001第二の2(4)⑤(三) | □適□不適□該当なし |
| ８　２人の従業者により行った場合 | ４サービス共通（１）別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の従業者が1人の利用者に対して指定サービスを行った場合に、それぞれの従業者が行う指定サービスにつき所定単位数を算定しているか。　□２人介護の支援対象者【　有　・　無　】　□２人介護を行うことについて、個別支援計画に反映しているか　※　２人介護の要件　　　２人の従業者により居宅介護を行うことについて利用者の同意を得ている場合であって、次のアからウまでのいずれかに該当する場合とする。　　　ア　障害者等の身体的理由により１人の従業者による介護が困難と認められる場合　　　　（例）体重が重い利用者に入浴介助等の重介護を内容とする居宅介護を提供する場合等　　　イ　暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合　　　ウ　その他障害者等の状況等から判断して、ア又はイに準ずると認められる場合　　　　（例）エレベーターのない建物の２階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合等◎　単に安全確保のために深夜の時間帯に２人の居宅介護従業者によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、この取扱いは適用しない。 | 根拠平18厚告第523号別表第1の1の注10根拠平18厚告第523号別表第2の1の注7根拠平18厚告第523号別表第3の1の注5根拠平18厚告第523号別表第4の１の注4根拠平18厚告第546号第1号文書適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□不適□該当なし |
| ８　２人の従業者により行った場合 | ■指定重度訪問介護（２）新任従業者に対し、当該利用者に熟練した従業者の同行が必要と認められる場合、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。◎　重度訪問介護サービス費の注７ただし書及び移動介護加算の注２ただし書の厚生労働大臣が定める要件は、２人の従業者により、重度訪問介護を行うことについて利用者の同意を得ており、かつ利用者への支援に当たり指定重度訪問介護事業所等に勤務する熟練した重度訪問介護従業者の同行が必要であると認められる場合であって、次のイ又はロのいずれかに該当する場合とする。　　イ　指定重度訪問介護事業所等が新規に採用した従業者が、区分６の利用者の支援に１年以上従事することが見込まれる場合　　ロ　指定重度訪問介護事業所等に勤務する従業者が、当該重度訪問介護事業所等において初めて介護給付費等単位数表の第８の１の注１に規定する利用者の支援の度合にある利用者の支援に従事する場合であって、当該利用者の支援に１年以上従事することが見込まれる場合　◎　２人の重度訪問介護従業者による重度訪問介護の取扱い等　（一）単に安全確保のために深夜の時間帯に２人の居宅介護従業者によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、この取扱いは適用しない（居宅介護の場合に準じる）。　（二）それぞれの重度訪問介護従業者が行う重度訪問介護について所定単位数が算定される「指定重度訪問介護事業所等に勤務する熟練した重度訪問介護従業者の同行が必要であると認められる場合」のうち、第546号告示第２号イについては、区分６の利用者に対する支援が、当該重度訪問介護事業所に新規に採用された従業者（ 利用者への支援が１年未満となることが見込まれる者及び採用からおよそ６ヶ月を経過した従業者は除く。以下「新任従業者」という。）であるために、意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービス提供が十分に受けられないことがないよう、当該利用者への支援に熟練した重度訪問介護従業者（ 当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護が提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある重度訪問介護従業者のことをいう。以下「熟練従業者」という。） が同行してサービス提供を行うことについて、市町村が認める場合を指す。当該算定に係る考え方は以下のとおりである。ア　区分６の利用者に対し、重度訪問介護を提供した新任従業者ごとに、120時間以内に限り、所定単位数を算定する。ただし、原則として、１人の区分６の利用者につき、年間で３人の従業者について算定できるものとする。ただし、地域の重度訪問介護従業者の従事状況等の事情により、市町村が認めた場合には、３人を超えて算定できることとする。イ　熟練従業者が複数の新任従業者に同行した場合の時間に制限はない。ウ　熟練従業者が同行して支援を行うことの必要性や、当該期間については、利用者の状態像や新任従業者の経験等を踏まえて判断されるものである。エ　新任従業者が複数の区分６ の利用者に支援を行う場合、当該利用者に行う同行支援の合計時間が120 時間を超えることは認められない。　（三）２人の重度訪問介護従業者による重度訪問介護について、それぞれの重度訪問介護従業者が行う重度訪問介護について所定単位数が算定される「指定重度訪問介護事業所等に勤務する熟練した重度訪問介護従業者の同行が必要であると認められる場合」のうち、第546 号告示第2 号ロについては、当該重度訪問介護事業所において重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者への支援に初めて従事する従業者(利用者への支援が1 年未満となることが見込まれる者は除く。)が支援を行うために、専門的な支援技術を必要とする利用者に対し、意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービス提供が十分に受けられないことがないよう、当該利用者への支援に熟練した重度訪問介護従業者が同行してサービス提供を行うことについて、市町村が認める場合を指す。当該算定に係り考え方は以下のとおり。　　　　ア 重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者に対し、初めて重度訪問介護を提供した従業者ごとに、120 時間以内に限り、所要単位数を算定する。原則として、1 人の重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者につき、　　　　　年間で3 人の従業者について算定できるものとする。ただし、地域の重度訪問介護従業者の従事状況等の事情により、市町村が認めた場合には、3 人を超えて算定できることとする。イ 熟練従業者が複数の従業者に同行した場合の時間に制限はない。 | 根拠平18厚告第546号根拠平18障発第1031001第二の2(2)⑥ | □適□不適□該当なし |
| ８　２人の従業者により行った場合 | 　　　　ウ 熟練従業者が同行して支援を行うことの必要性や、当該期間については、利用者の状態像や従業者の経験等を踏まえて判断されるものである。エ 従業者が複数の重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者に支援を行う場合、当該利用者に行う同行支援の合計時間が120 時間を超えることは認められない。*H30.3.30、Q&A　問37**「新規に採用された従業者」及び「熟練した重度訪問介護従業者」について、従業者が介護福祉士であること等の要件はないが、「熟練した重度訪問介護従業者」とは、「当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある従業者」であることに留意されたい。**同　Q&A　問39**「新規に採用された従業者（採用からおよそ６ヶ月を経過した従業者は除く。）」は、基本的には、採用後６ヶ月を経過するまでとするが、新規に採用された従業者が、事故等のやむを得ない理由により一時的に業務に従事できない期間等があった場合は、６ヶ月を超えて本取扱いの対象としても差し支えない。**同　Q&A　問40**同時に２人の重度訪問の介護従業者が１人の利用者に対して重度訪問介護を行った場合に加算する取扱いの場合と同様、この同行支援の加算についても、二人の従業者が異なる重度訪問介護事業所に従事する場合、それぞれの重度訪問介護事業所から請求ができる。**同　Q&A　問41**新任従業者と熟練従業者の報酬はそれぞれ15％の減算となるが、異なる重度訪問介護事業所で派遣した場合において、熟練従業者の派遣に係る報酬の減算分を、新任従業者が所属する事業所が補填するなどの契約を交わすことはできる。**同　Q&A　問42**同行支援中に、新任従業者と熟練従業者が見守りを行っている時間も報酬の対象となる。* *H31.4.4、Q&A　問4* *Q ２人介護による支援と熟練ヘルパーによる同行支援を同時間帯に算定することは可能か。*　　*A　同行支援は同時に２人の重度訪問介護従業者が１人の利用者に対して支援を行った場合に報酬算定することが出来るものであり、利用者に同時に支援できる人数は２人までとなることから、２人介護による支援に加えて熟練ヘルパーによる同行支援を同時間帯に算定することはできない。**H31.4.4、Q&A　問5* *Q　新任従業者の要件として、「採用からおよそ６か月を経過した従業者は除く。」と示されているが、以前に別の事業所で重度訪問介護に従事していた期間は含むのか。**A　含まない。当該事業所に採用されて以降の期間で判断する。**H31.4.4、Q&A　問6**Q 特定事業所加算を算定している事業所において、熟練ヘルパーによる同行支援を算定することは可能か。**※特定事業所加算の要件に「当該指定重度訪問介護事業所又は共生型重度訪問介護事業所の新規に採用した全ての重度訪問介護従業者に対し、熟練した重度訪問介護従業者の同行による研修を実施していること。」とある。**A 算定して差し支えない。**特定事業所加算の当該要件は、良質な人材を確保しサービスの質の向上を図る観点から、新規に採用した従業者に対し、適切な指導や研修を行うことを事業所に求めるものである。**一方、熟練ヘルパーによる同行支援は、新任従業者への指導や研修を目的としたものではなく、重度障害者に対して不慣れな新任従業者が支援を行うことにより、意思疎通や適切な体位変換などの点で十分なサービスを受けられないことがないよう、熟練ヘルパーが同行し、十分なサービス提供を確保するものである。**そのため、同行支援を実施したことのみをもって当該新任従業者に対して、特定事業所加算に係る熟練した重度訪問介護従業者の同行による研修を実施したとは言えない。（特定事業所加算を算定するためには、同行支援とは別に熟練ヘルパーの同行による研修を実施する必要がある。）* | 根拠平18障発第1031001第二の2(2)⑥ |  |
| ８　２人の従業者により行った場合 | *H31.4.4、Q&A　問７**Q　「原則として、１人の区分６の利用者につき、年間で３人の従業者について算定できるものとする。」と示されているが、複数の事業所を利用している方は事業所ごとに３人ずつ認められるのか。**A　利用者１人につき、３人まで算定できるものであるため、複数の事業所を利用している方であっても３人までの算定となる。（事業所ごとに３人ずつ認められるものではない。）**ただし、利用者の状況や地域の重度訪問介護従業者の従事状況等の事情により、市町村が認めた場合には、３人を超えて算定できることに留意されたい。* |  |  |
| ９　夜間早朝・深夜加算 | ●指定居宅介護、■指定重度訪問介護、▲指定同行援護（１）夜間(午後6時から午後10時まで)又は早朝(午前6時から午前8時まで)に指定居宅介護を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜(午後10時から午前6時まで)に指定居宅介護を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。◎　原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定される。ただし、基準額の最小単位（最初の30分とする。）までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること（サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定すること）。また、基準額の最小単位以降の30分単位の中で時間帯をまたがる場合には、当該30分の開始時刻が属する時間帯により算定すること（当該30分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、当該30分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること）。　 なお、「家事援助」については基準額の最小単位以降の15分単位の中で時間帯をまたがる場合には、当該15分の開始時刻が属する時間帯により算定すること(当該15分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が８分未満である場合には、当該15分のうち多くの時間帯の算定基準により算定すること)。　　また「通院等乗降介助」については、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること(サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間（運転時間を除く。）が15分未満である場合には、多くの時間（運転時間を除く。）を占める時間帯の算定基準により算定すること）。■指定重度訪問介護◎　原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定される。ただし、基準額の最小単位（最初の1時間とする。）までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること（サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が30分未満である場合には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定すること）。また、基準額の最小単位以降の30分単位の中で時間帯をまたがる場合には、当該30分の開始時刻が属する時間帯により算定すること（当該30分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、当該30分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること　）。▲指定同行援護◎　原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定されるものであること。 ただし、基準額の最小単位（最初の30分とする。）までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること（サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定すること。）また、基準額の最小単位以降の30分単位の中で時間帯がまたがる場合には、当該30分の開始時刻が属する時間帯により算定すること（当該30分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、当該30分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること。） | 根拠平18厚告第523号別表第1の1の注11根拠平18厚告第523号別表第2の1の注8根拠平18厚告第523号別表第3の1の注6文書適宜必要と認める報酬関係資料根拠平18障発第1031001第二の2(1)⑭根拠平18障発第1031001第二の2(2)⑦根拠平18障発第1031001第二の2(3)⑧ | □適□不適□該当なし |
| 10　特定事業所加算 | ●指定居宅介護（１）別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（※右記載参照）に適合しているものとして届け出た指定事業所が、指定サービスを行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき所定単位数に加算しているか。※（Ⅰ）～（Ⅳ）の重複算定は不可＜厚生労働省大臣が定める基準＞（平18厚告第543号） イ 特定事業所加算（Ⅰ） （所定単位の１００分の２０に相当する単位数）次に掲げる基準のいずれにも適合すること1. 全ての従業者(登録型ヘルパーを含む。以下同じ)に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施していること
2. 従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催し、サービス提供責任者が従業者に対し利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する従業者から適宜報告を受けること
3. 全ての従業者に対し、健康診断等を定期的に実施していること
4. 緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること
5. 新規に採用した全ての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修の実施していること
6. 介護福祉士の占める割合が１００分の３０以上、介護福祉士、実務者研修修了者、旧介護職員基礎課程修了者及び１級課程修了者（看護師、准看護師は１級とみなす）の占める割合が１００分の５０以上又は前年度若しくは前３月間のサービス提供時間のうち常勤の従業者によるサービス提供時間の占める割合が１００分の４０以上であること
7. 全てのサービス提供責任者が３年以上の実務経験を有する介護福祉士又は５年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、旧介護職員基礎課程修了者若しくは１級課程修了者であること
8. 人員基準の規定により１人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあっては、常勤のサービス提供責任者を２人以上配置していること
9. 前年度又は算定日が属する月の前３月間におけるサービス利用者の総数のうち障害支援区分５以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者並びに重症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が１００分の３０以上であること

 ロ 特定事業所加算（Ⅱ） （所定単位の１００分の１０に相当する単位数）イの①から⑤までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、⑥又は⑦及び⑧のいずれかに適合すること ハ 特定事業所加算（Ⅲ） （所定単位の１００分の１０に相当する単位数）イの①から⑤まで及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること ニ 特定事業所加算（Ⅳ） （所定単位の１００分の５に相当する単位数）次に掲げる基準のいずれにも適合すること1. イの②から⑤までに掲げる基準のいずれにも適合すること
2. 全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、研修を実施していること
3. 常勤のサービス提供責任者が２人以下の事業所であって、サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を１人以上配置していること
4. 前年度又は前３月間における利用者の総数のうち障害支援区分４以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者並びに重症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が１００分の５０以上であること

●居宅介護＜令和６年度報酬改定における見直し点＞・要件⑨（重度障害者要件）について、「重症心身障害児及び医療的ケア児」を追加特定事業所加算に係る主な要件等の留意事項通知（平18障発第1031001）については、本表の51～53頁に掲載しておりますので、ご参照ください | 根拠平18厚告第523号別表第1の1の注12根拠平18厚告第523号別表第3の1の注7根拠平18厚告第523号別表第4の１の注6根拠平18厚告第543号第1号※別に厚生労働大臣が定める基準…平18厚告第543号第1号（指定居宅介護）、第9号（指定同行援護）、第13号（指定行動援護）参照文書適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□不適□該当なし※令和６年３月３１日時点で、特定事業所加算を受けている事業所については、３年間の経過措置あり |
| 10　特定事業所加算※令和６年３月３１日時点で、特定事業所加算を受けている事業所については、３年間の経過措置あり※（Ⅰ）～（Ⅲ）の重複算定は不可※（Ⅰ）～（Ⅳ）の重複算定は不可※（Ⅰ）～（Ⅳ）の重複算定は不可 | ■指定重度訪問介護（２）別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（※右記載参照）に適合しているものとして届け出た指定重度訪問介護事業所が指定重度訪問介護サービスを行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき所定単位数に加算しているか。 イ 特定事業所加算（Ⅰ） （所定単位の１００分の２０に相当する単位数）「前頁（４０頁）のイ」の①から⑧に掲げる基準及び下記（１）（２）全ての項目に適合すること　（１）指定重度訪問介護のサービス提供に当たり、常時、重度訪問介護従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていること（２）前年度又は前３月間における利用者の総数のうち障害支援区分５以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が１００分の５０以上であること ロ 特定事業所加算（Ⅱ） （所定単位の１００分の１０に相当する単位数）上記イ(１)に適合し、「前頁（３９頁）のイ」の①から⑤までに掲げる基準及び、⑥又は⑦及び⑧のいずれかに適合すること ハ 特定事業所加算（Ⅲ） （所定単位の１００分の１０に相当する単位数）「前頁（４０頁）のイ」の①から⑤までに掲げる基準及び上記イ（１）（２）のいずれにも適合すること | 根拠平18厚告第523号別表第2の1の注9※別に厚生労働大臣が定める基準…平18厚告第543号第5号（指定重度訪問介護）文書適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□不適□該当なし |
| ▲指定同行援護（３）別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（※右記載参照）に適合しているものとして届け出た指定同行援護事業所が指定重度訪問介護サービスを行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき所定単位数に加算しているか イ 特定事業所加算（Ⅰ） （所定単位の１００分の２０に相当する単位数）　「前頁（４０頁）のイ」の①から⑨に掲げる基準全てに適合すること、ただし、要件⑥は以下のとおり読み替える⑥　介護福祉士の占める割合が１００分の３０以上若しくは指定居宅介護等従業者のうち、介護福祉士・・（略）・・の占める割合が１００分の５０以上、前年度・・（略）・・サービス提供時間の占める割合が１００分の４０以上又は同行援護従事者の総数のうち指定居宅介護の提供に・・（略）・・同行援護従事者養成研修の課程を修了した者及び・・（略）・・国立障害者リハビリテーションセンターの学院に・・（略）・・を行う研修を修了した者の占める割合が１００分の３０以上若しくはこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者第９号に規定する者であって、視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者等に対して障害者総合支援法第７８条第１項に規定する特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を要請する事業を行った者から、当該事業における研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者の割合が１００分の２０以上であること。 （Ⅱ）～（Ⅳ）　「前頁（４０頁）」の居宅介護の規定を準用する▲同行援護＜令和６年度報酬改定における見直し点＞・加算要件の「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「盲ろう者向け通訳介助員であり、同行援護従業者の要件を満たしている者」の配置割合を追加 | 根拠平18厚告第543号第9号※別に厚生労働大臣が定める基準…平18厚告第543号第9号（指定同行援護）文書適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□不適□該当なし |
| ★指定行動援護（３）別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（※右記載参照）に適合しているものとして届け出た指定行動援護事業所が指定重度訪問介護サービスを行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき所定単位数に加算しているか イ 特定事業所加算（Ⅰ） （所定単位の１００分の２０に相当する単位数）「前頁（４０頁）のイ」の①から⑧に掲げる基準及び下記（１）から（３）全ての項目に適合すること（１）サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書の作成及び利用者に対する交付の際、医療機関、教育機関等の関係機関と連絡及び調整を行い、当該関係機関から利用者に関する必要な情報の提供を受けていること。（２）前頁の要件⑦を「全てのサービス提供責任者・・（略）・・経験を有する介護福祉士若しくは５年以上の実務経験を有する・・（略）・・１級課程修了者であること又は当該指定行動援護事業所のサービス提供責任者のうち一人以上が別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者であること」に読み替える。（３）前頁の要件⑨を「前年度又は・・（略）・・の総数のうち、障害支援区分５以上である者、喀痰吸引等を必要とする者及び行動関連項目合計点数が十八点以上である者の占める割合が１００分の３０以上であること」に読み替える。 （Ⅱ）～（Ⅳ）　「前頁（４０頁）」の居宅介護の規定を準用する★行動援護＜令和６年度報酬改定における見直し点＞・加算要件の「サービスの提供体制の整備」に強度行動障害を有する者の対しての医療・教育等の関係機関との連携に関する要件を追加・加算要件の「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の人数」を追加・「重度障害者要件」の選択肢に「行動関連項目18点以上の者」を追加 | 根拠平18厚告第543号第13号※別に厚生労働大臣が定める基準…平18厚告第543号第13号（指定行動援護）文書適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□不適□該当なし |
| 11　特別地域加算 | ４サービス共通（１）別に厚生労働大臣が定める地域（下記◎参照）に居住している利用者に対して、指定サービスを行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。◎別に厚生労働大臣が定める地域…平21厚告第176号参照 | 根拠平18厚告第523号別表第1の1の注13第2の1の注10第3の1の注8、第4の1の注7根拠平21厚告第176号文書適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□不適□該当なし |
| 12　緊急時対応加算 | ４サービス共通（１）利用者又はその家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者が個別支援計画の変更を行い、当該事業所の従業者が当該利用者の個別支援計画において計画的に訪問することとなっていない指定サービスを緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算しているか。※指定居宅介護においては、居宅における身体介護が中心である場合及び通院等介助（身体伴う場合）が中心である場合に限る。◎　「緊急に行った場合」とは、居宅介護計画に位置付けられていない居宅介護(身体介護が中心である場合及び通院等介助(身体介護を伴う場合）が中心である場合に限る。）を、利用者又はその家族等から要請を受けてから24時間以内に行った場合をいうものとする。　◎　当該加算は１回の要請につき１回を限度として算定できるものとする。◎　当該加算の対象となる居宅介護の所要時間については、２の「2時間ルール」及び「20分以上ルール」の規定は適用されない。従って、所要時間が20分未満であっても、30分未満の身体介護中心型の所定単位数の算定及び当該加算の算定は可能であり、当該加算の対象となる居宅介護と当該居宅介護の前後に行われた居宅介護の間隔が２時間未満であった場合であっても、それぞれの所要時間に応じた所定単位数を算定する(所要時間を合算する必要はない)ものとする。　◎　緊急時対応加算の対象となる指定居宅介護等の提供を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、当該居宅介護の提供時刻及び緊急時対応加算の算定対象である旨等を記録するものとする。　 | 根拠平18厚告第523号別表第1の1の注14根拠平18厚告第523号別表第2の1の注11根拠平18厚告第523号別表第3の1の注9根拠平18厚告第523号別表第4の1の注8文書適宜必要と認める報酬関係資料根拠平18障発第1031001第二の2(13)⑰(一から五) | □適□不適□該当なし |
| ４サービス共通（２）地域生活支援拠点等として位置付けられていることを届け出た事業所の場合、（１）の所定単位数にさらに加算しているか。　◎ 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていること並びに市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者（※）を１名以上廃止していることを京都市長に届け出た指定居宅介護事業所等の場合、１回につき定める単位数に、さらに50 単位を加算するものとする。　　　※当該担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。 | 根拠平18厚告第523号別表第1の1の注15根拠平18厚告第523号別表第2の1の注12根拠平18厚告第523号別表第3の1の注10根拠平18厚告第523号別表第4の1の注9文書適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□不適□該当なし |
| 13　情報公表未報告減算 | ４サービス共通（１）法第76条の３第１項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。　◎　当該減算については、法第76 条の３第１項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。*R6.3.29、Q&A　問19**上記報告を行っていないことが都道府県等・事業所で確認された場合に、未報告の時点に遡って減算の対象とすることを想定している。具体的には、指定更新や運営指導等の際に確認され、都道府県等が報告するよう指導したにもかかわらず、事業所が報告を行わない場合に減算を適用することとする。**〃　　　問20　新規指定時以降情報公表制度に基づく報告を行っていれば減算の対象とはならない。* | 根拠平18厚告第523号別表第1の16根拠平18厚告第523号別表第2の13根拠平18厚告第523号別表第3の11根拠平18厚告第523号別表第4の10根拠平18障発第1031001第二の2(12)③文書適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□不適□該当なし |
| 14　業務継続計画未策定減算※令和７年４月１日から適用する | ４サービス共通（１）第４の26に規定する業務継続計画の策定等の取組が適切に行われていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。◎　当該減算については、業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算する。*R6.3.29、Q&A　問14* *Q 業務継続計画未策定減算はどのような場合に適用となるのか。*　　*A　感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や 、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。なお、令和３年度 障害福祉サービス等報酬改定において、業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではないが、その趣旨を鑑み、これらの業務継続計画の周知 等の取組についても適切に実施していただきたい 。**〃　　　問15* *Q 行政機関による運営指導等で業務継続計画の未策定など不適切な運営が確認された場合、「事実が生じた時点」まで遡及して当該減算を適用するのか。* *A　業務継続計画未策定減算については、行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用することとなる。* | 根拠平18厚告第523号別表第1の17根拠平18厚告第523号別表第2の14根拠平18厚告第523号別表第3の12根拠平18厚告第523号別表第4の11根拠平18障発第1031001第二の2(13)③文書適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□不適□該当なし |
| 15　身体拘束廃止未実施減算 | ４サービス共通（１）第4の29に規定する身体拘束の身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。◎　当該減算については、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。これは適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、身体拘束等の廃止を図るよう努めるものとする。なお、「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものである。【減算対象となる項目】※再掲（１８頁参照）　□身体拘束に係る記録　　　　　　　　【該当事例 ：　あり　　・　　なし　】→有の場合、記録の記載【　あり　・　なし　】□身体拘束適正化に係る指針の整備　　【指針の有無：　あり　　・　　なし　】□身体拘束等適正化検討委員会の開催　【直近開催日：　　　年　　　月　　日】□身体拘束適正化に係る研修の実施　　【直近開催日：　　　年　　　月　　日】 | 根拠平18厚告第523号別表第1の1の注16根拠平18厚告第523号別表第2の1の注13根拠平18厚告第523号別表第3の1の注11根拠平18厚告第523号別表第4の1の注10根拠平18障発第1031001第二の2(14)③文書適宜必要と認める関係資料 | □適□不適□該当なし |
| 16　虐待防止措置未実施減算 | ４サービス共通（１）第4の35に規定する虐待防止のための取組が適切に行われていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。◎　当該減算については、下記に示す項目（【減算対象となる項目】）のいずれかに該当する場合であって、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。これは適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、身体拘束等の廃止を図るよう努めるものとする。なお、「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものである。【減算対象となる項目】※再掲（２２頁参照）　□虐待防止委員会の開催（１年に１回以上）　　　　　【直近開催日：　　　年　　　月　　日】□虐待防止のための研修の開催（１年に１回以上）　　【直近開催日：　　　年　　　月　　日】□虐待防止措置を適切に実施するための担当者の配置　【担当者名　：　　　　　　　　　　　】 | 根拠平18厚告第523号別表第1の19根拠平18厚告第523号別表第2の16根拠平18厚告第523号別表第3の14根拠平18厚告第523号別表第4の13根拠平18障発第1031001第二の2(15)③文書適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□不適□該当なし |
| 17　福祉専門職員等連携加算 | ●指定居宅介護（１）利用者に対して、サービス提供責任者が、サービス事業所、指定障害者支援施設等、医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、公認心理師等（以下「社会福祉士等」）に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であって、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護計画に基づく指定居宅介護を行ったときは、初回の指定居宅介護が行われた日から起算して90日の間、3回を限度として、1回につき所定単位数を加算しているか。 | 根拠平18厚告第523号別表第1の4の2の注文書適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□不適□該当なし |
| 18　移動介護緊急時支援加算 | ■指定重度訪問介護（１）利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行する場合であって、外出時における移動中の介護を行う一環として、当該利用者からの要請等に基づき、当該車両を駐停車して、喀痰吸引、体位交換その他の必要な支援を緊急に行った場合に、利用者１人に対し、１日につき240単位を加算しているか。 | 根拠平18厚告第523号別表第2の2の2の注文書適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□不適□該当なし |
| 19　移動介護加算 | ■指定重度訪問介護（１）利用者に対して、外出時における移動中の介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画に位置付けられた内容の外出時における移動中の介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。■指定重度訪問介護（２）別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の従業者が1人の利用者に対して移動中の介護を行った場合に、それぞれの従業者が行う指定重度訪問介護につき所定単位数を算定しているか。また、新任従業者に対し、当該利用者に熟練した従業者の同行が必要と認められる場合、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。（所定単位数）ア　所要時間1時間未満の場合　　　　　　　　　100単位イ　所要時間1時間以上1時間30分未満の場合　 125単位ウ　所要時間1時間30分以上2時間未満の場合　 150単位エ　所要時間2時間以上2時間30分未満の場合　 175単位オ　所要時間2時間30分以上2時間未満の場合　 200単位カ　所要時間3時間以上の場合　　　　　　　　　250単位【厚生労働大臣が定める要件】　　　２人の従業者により重度訪問介護を行うことについて利用者の同意を得ている場合であって、次のアからウまでのいずれかに該当する場合とする。　　　ア　障害者等の身体的理由により１人の従業者による介護が困難と認められる場合　　　イ　暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合　　　ウ　その他障害者等の状況等から判断して、ア又はイに準ずると認められる場合　　◎　１日に、移動介護が４時間以上実施されるような場合にあっては、「所要時間３時間以上の場合」の単位を適用する。　　◎　同一の事業者が、１日に複数回の移動介護を行う場合には、１日分の所要時間を通算して報酬算定する。また１日に複数の事業者が移動介護を行う場合には、それぞれの事業者ごとに１日分の所要時間を通算して算定する。 | 根拠平18厚告第523号別表第2の2の注1文書適宜必要と認める報酬関係資料根拠平18厚告第523号別表第2の2の注2根拠平18厚告第546号第1号文書適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□不適□該当なし |
| 20　行動障害支援連携加算 | ■指定重度訪問介護（１）利用者に対して、サービス提供責任者が、サービス事業所又は指定障害者支援施設等の従業者であって支援計画シート及び支援手順書を作成した者（作成者）に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該作成者と共同して行い、かつ、重度訪問介護計画を作成した場合であって、当該作成者と連携し、当該重度訪問介護計画に基づく指定重度訪問介護を行ったときは、初回の指定重度訪問介護が行われた日から起算して30日の間、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。 | 根拠平18厚告第523号別表第2の5の2の注文書支援計画シート、支援手順書兼記録用紙　等 | □適□不適□該当なし |
| 20　行動障害支援連携加算 | 　◎　利用者の引継ぎ　　　利用者の引継ぎを行う場合にあっては、「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」（平成26年3月31日付け障障発0331第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を参照し行うこと。なお、引継ぎを受けた事業所等のサービス提供責任者については、当該引継ぎ内容を従業者に対し、周知すること。　◎　作成者とサービス提供責任者が同一人の場合　　　当加算は、支援計画シート等を作成した者における重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者に対する費用の支払いを評価しているものであることから、作成者とサービス提供責任者が同一人の場合は、加算は算定できない。なお、同一事業者であっても、作成者とサービス提供責任者が同一人でない場合は、加算は算定できる。　◎　重度訪問介護事業所等から作成者への支払いは、個々の契約に基づくものとする。　　*Q＆A Ｈ27.3.31　問10**当該加算を算定し、行動援護から重度訪問介護に移行した者について、状態の悪化等により行動援護を再度利用し、状態が落ち着いたことから重度訪問介護に移行しようとする場合にも算定可能である。* | 根拠平18障発第1031001第二の2(2)⑮(一)根拠平18障発第1031001第二の2(2)⑮(二)根拠平18障発第1031001第二の2(2)⑮(三) |  |
| 21　入院時支援連携加算 | ■指定重度訪問介護（１）医療法第１条の５第１項に規定する病院又は同条第２項に規定する診療所に入院する前から指定重度訪問介護等を受けていた利用者が当該病院又は診療所に入院するに当たり、指定重度訪問介護事業所等の職員が当該病院又は診療所を訪問し、当該利用者に係る必要な情報の提供及び当該病院又は診療所と当該指定重度訪問介護事業所等が連携して入院時の支援を行うために必要な調整を行った場合に、１回を限度として300単位を加算しているか。　◎　病院又は診療所に入院する前から重度訪問介護を受けていた利用者が当該病院又は診療所に入院することが決まった後、当該利用者が入院する前までに、重度訪問介護事業所の職員が当該病院又は診療所を訪問し、当該利用者に係る必要な情報の提供及び当該病院又は診療所と当該重度訪問介護事業所が連携して入院時の支援を行うために必要な調整を行った場合（以下「入院前の事前調整」という。）に、重度訪問介護事業所の業務に対し評価を行うものであること。　◎　重度訪問介護事業所において、事前に、当該利用者の障害等の状況、入院中の支援における留意点、特別なコミュニケーション支援の必要性及びその理由、重度訪問介護従業者による支援内容等を記載した入院時情報提供書を作成し、重度訪問介護事業所の職員が当該病院又は診療所を訪問した際、この入院時情報提供書により入院前の事前調整を行うこと。なお、この入院時情報提供書については、当該利用者の支援に関わる計画相談支援事業所や複数の重度訪問介護事業所が共同して作成することや、これらの事業所の一つが代表して作成することも可能であること。また、この入院時情報提供書については、当該利用者及び家族の同意の上、病院又は診療所に提供すること。　◎　入院前の事前調整においては、当該利用者の障害の状態や介助方法（体位変換、食事、排泄等）、障害特性を踏まえた病室等の環境調整（ベッド等の配置など）、入院中の生活や退院後の生活の希望などを情報提供するとともに、重度訪問介護従業者による支援に関する具体的な内容及び当該支援の留意点を確認すること　◎　当該利用者が入院前から複数の重度訪問介護事業者の従業者から支援を受けており、入院中も引き続き、複数の重度訪問介護事業者の従業者が当該利用者に重度訪問介護を提供する場合で、かつ、利用者の支援にあたる複数の重度訪問介護事業所の職員が入院前の事前調整に参加した場合は、この入院前の事前調整に参加した重度訪問介護事業所ごとに当該加算が算定されること◎　入院前の事前調整には、できる限り当該利用者やその家族も同席できるように配慮すること。*R6.4.5　Q&A　問19* *Q 入院前の事前調整の際に、入院時情報提供書を作成し、本人及び家族の同意を得た上で医療機関に提供し、当該情報提供書の内容を踏まえて必要な調整を行うこととされているが、重度訪問介護計画等の既存の書類で代替できないか。*　*A　入院時情報提供書の様式例については、「入院時支援連携加算に関する様式例の提示等について」（令和６年３月28日障障発0328第２号厚生労働省社会・援護8局障害保健福祉部障害福祉課長通知）によりお示ししている。この入院時情報提供書には、当該利用者の障害等の状況、入院中の支援における留意点、特別なコミュニケーション支援の必要性及びその理由、重度訪問介護従業者による支援内容等を記載いただくことになるが、重度訪問介護計画やアセスメントシートなどを添付することにより、様式の記載の一部を省略することが可能である。* | 根拠平18厚告第523号別表第2の5の3の注文書適宜必要と認める書類根拠平18障発第1031001第二の2(2)⑯（一）根拠平18障発第1031001第二の2(2)⑯（二）根拠平18障発第1031001第二の2(2)⑯（三）根拠平18障発第1031001第二の2(2)⑯（四）根拠平18障発第1031001第二の2(2)⑯（五） | □適□不適□該当なし |
| 22　行動障害支援指導連携加算 | ★指定行動援護（１）支援計画シート等を作成した者(作成者)が、指定重度訪問介護事業所のサービス提供責任者に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該サービス提供責任者と共同して行い、かつ、当該サービス提供責任者に対して、重度訪問介護計画を作成する上での必要な指導及び助言を行ったときは、指定重度訪問介護に移行する日の属する月（翌月に移行をすることが確実に見込まれる場合であって、移行する日が翌月の初日等であるときにあっては、移行をする日が属する月の前月）につき1回を限度として、273単位を加算しているか。◎　利用者の引継ぎを行う場合にあっては、「重訪対象拡大通知」を参照し行うこと。◎　当加算については、サービス提供責任者が作成者から、重度訪問介護計画を作成する上での指導及び助言を受けるための行動援護利用者宅までの費用の支払いを評価しているものであることから、作成者とサービス提供責任者が同一人の場合は、加算は算定できないものであること。◎　事業所等から重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者への支払いは、個々の契約に基づくものとする。 | 根拠平18厚告第523号別表第4の4の2の注文書支援計画シート、支援手順書兼記録用紙　等根拠平18障発第1031001第二の2(4)⑬（一）根拠平18障発第1031001第二の2(4)⑬（二）根拠平18障発第1031001第二の2(4)⑬（三） | □適□不適□該当なし |
| 23　初回加算 | ４サービス共通（１）新規に個別支援計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定サービスを行った日の属する月に指定サービスを行った場合又は当該事業所のその他の従業者が初回若しくは初回の指定サービスを行った日の属する月に指定サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき200単位を加算しているか。　◎　利用者が過去２月に、当該指定居宅介護事業所等から指定居宅介護等の提供を受けていない場合に算定されるものである。　◎　サービス提供責任者が、居宅介護に同行した場合については、同行訪問した旨を記録するものとする。また、この場合において、当該サービス提供責任者は、居宅介護に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、利用者の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能である。　 | 根拠平18厚告第523号別表第1の2の注根拠平18厚告第523号別表第2の3の注根拠平18厚告第523号別表第3の2の注根拠平18厚告第523号別表第4の2の注文書適宜必要と認める報酬関係資料根拠平18障発第1031001第二の2(1)⑱(二) | □適□不適□該当なし |
| 24　利用者負担上限額管理加算 | ４サービス共通（１）第２の14に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき150単位を加算しているか。 | 根拠平18厚告第523号別表第1の3の注根拠平18厚告第523号別表第2の4の注根拠平18厚告第523号別表第3の3の注根拠平18厚告第523号別表第4の3の注文書適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□不適□該当なし |
| 25　喀痰吸引等支援体制加算 | ４サービス共通（１）喀痰吸引等（社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。）が必要な者に対して、登録特定行為事業者（同法附則第20条第2項において準用する同法第19条に規定する登録特定行為事業者をいう。）の認定特定行為業務従事者（同法附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。）が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき100単位数を加算しているか。◎10の特定事業所加算の(Ⅰ)又は重度訪問介護においては３（３）を算定している場合は、算定できない。　□事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事（京都府知事）の登録を受けているか | 根拠平18厚告第523号別表第1の4の注根拠平18厚告第523号別表第2の5の注根拠平18厚告第523号別表第3の4の注根拠平18厚告第523号別表第4の4の注文書適宜必要と認める報酬関係資料、従業者の資格証　等 | □適□不適□該当なし |
| 26　福祉・介護職員等処遇改善加算サービス別加算率（令和６年６月以降）26　福祉・介護職員等処遇改善加算26　福祉・介護職員等処遇改善加算 | ４サービス共通（１）別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣並びに厚生労働大臣が定める基準（平18厚告第543号）に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして京都市に届け出た指定事業所が、利用者に対し、指定サービスを行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数に加算しているか。※令和６年６月以降、処遇改善に係る加算の一本化と加算率の引き上げが行われました。※新加算の算定要件は、「①キャリアパス要件」、「②月額賃金改善要件」、「③職場環境等要件」の３つです。※令和７年度以降に新加算が完全施行されます根拠通知は[こちら](https://www.mhlw.go.jp/content/001223192.pdf)をクリック根拠通知の別紙は[こちら](https://www.mhlw.go.jp/content/001223193.pdf)をクリック※本項目は、令和６年６月から令和７年３月までの間適用となる福祉・介護職員等処遇改善加算に関する内容のみとなります。※令和７年度以降については、職場環境等要件の見直し等、本項目と内容が異なる箇所がありますので、ご注意ください。 | 根拠平18厚告第523号別表第1の5の注根拠平18厚告第523号別表第2の6、7、8根拠平18厚告第523号別表第3の5の注根拠平18厚告第523号別表第4の5の注根拠平18厚告第543号第2号、第6号、第10号、第14号文書適宜必要と認める報酬関係資料根拠福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和6年3月26日障障発0326第4号・こ支障第86号 | □適□不適□該当なし**check** |
| 算定の有無 | 厚生労働大臣が定める基準 | 点検 | 結果 |
| * + - 新加算（Ⅰ）
		- 新加算（Ⅱ）
		- 新加算（Ⅲ）
		- 新加算（Ⅳ）
		- 新加算（Ⅴ）
 | 厚生労働大臣が定める基準 | （１）福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じているか。 | はい　　／　　いいえ | □適□不適□該当なし |
| （２）（１）の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、雇用する全ての職員に周知し、京都市長に届け出ているか | はい　　／　　いいえ |
| （３）福祉・介護職員処遇等改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施しているか。 | はい　　／　　いいえ |
| （４）当該事業者において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を京都市長に報告しているか。 | はい　　／　　いいえ |
| （５）算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないか。 | はい　　／　　いいえ |
| （６）当該事業者において、労働保険料の納付が適正に行われているか。 | はい　　／　　いいえ |
| 算定の有無 | 新加算等の要件 | 結果 |
| * + - 新加算（Ⅰ）
		- 新加算（Ⅱ）
		- 新加算（Ⅲ）
		- 新加算（Ⅳ）
 | 月額賃金改善要件Ⅰ（月給による賃金改善）新加算Ⅳの加算額（新加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定する場合にあっては仮に新加算（Ⅳ）を算定する場合に見込まれる加算額）の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下「基本給等」という。）の改善に充てているか。　※１　令和６年度中は適用を猶予される。　※２　基本給等以外の手当又は一時金により行っている賃金改善の一部を減額し、その分を基本給等に付け替えることで、 本要件を満たすこととして差し支えない。 | □適□不適□該当なし |
| * + - 新加算（Ⅰ）
		- 新加算（Ⅱ）
		- 新加算（Ⅲ）
		- 新加算（Ⅳ）
 | 月額賃金改善要件Ⅱ（旧ベースアップ等加算相当の賃金改善）　R6.5.31時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ旧ベースアップ加算を算定していない事業所の場合R8.3.31までの間に新規に新加算ⅠからⅣのいずれかを算定する場合には、旧ベースアップ等加算相当の加算額が新たに増加する事業年度において、当該事業所が仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の３分の２以上の基本給等の引上げを新規に実施しているか。（基本給等の引上げは、ベースアップにより行うことを基本とする。）※　令和６年５月以前に旧３加算を算定していなかった事業所及び令和６年６月以降に開設された事業所が、新加算ⅠからⅣまでのいずれかを新規に算定する場合には本要件の適用を受けない。 | □適□不適□該当なし |
| * + - 新加算（Ⅰ）
		- 新加算（Ⅱ）
		- 新加算（Ⅲ）
		- 新加算（Ⅳ）
 | キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）　次の①から③を全て満たしているか。1. 福祉・介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
2. 上記①に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。
3. 上記①及び②の内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、 全ての福祉・介護職員に周知していること。

※１　常時雇用する者の数が10人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等については、就業規則の代わりに内規等の整備・周知でも可。※２　令和６年度に限り、処遇改善計画書において、令和7年3月末までに上記①及び②の定めの整備を行うことを誓約すれば、算定は可能。ただし、必ず令和7年3月末までに整備し、実績報告書においてその旨を報告すること。 | □適□不適□該当なし |
| キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）次の①及び②を全て満たしているか。1. 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びａ又はｂに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

ａ　資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT等）するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行うこと。ｂ　資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。1. 上記①について、全ての福祉・介護職に周知していること。

※　令和６年度に限り、処遇改善計画書において令和７年３月末までに上記①の計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約すれば、算定は可能。ただし、必ず令和７年３月末までに当該計画の策定等を行い、実績報告書においてその旨を報告すること | □適□不適□該当なし |
| 算定の有無 | 新加算等の要件 | 結果 |
| * + - 新加算（Ⅰ）
		- 新加算（Ⅱ）
		- 新加算（Ⅲ）
 | キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）　次の①及び②を全て満たしているか1. 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のａからｃまでのいずれかに該当する仕組みであること。

ａ 経験に応じて昇給する仕組み（「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組み）ｂ 資格等に応じて昇給する仕組み（介護福祉士等の資格の取得や実務者研修等の修了状況に応じて昇給する仕組みであること。ただし、別法人等で介護福祉士資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する）ｃ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み1. 就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

　　※　令和６年度に限り、処遇改善計画書において令和７年３月末までに上記①の仕組みの整備を行うことを誓約すれば、算定は可能。ただし、必ず令和７年３月末までに整備し、実績報告書においてその旨を報告すること。 | □適□不適□該当なし |
| * + - 新加算（Ⅰ）
		- 新加算（Ⅱ）
 | キャリアパス要件Ⅳ（改善後の年額賃金要件）　経験・技能のある障害福祉人材のうち1 人以上は、賃金改善後の賃金見込額（新加算等を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。）が年額440万円以上となっているか。　※１　新加算等による賃金改善以前の賃金が年額440万円以上である者を除く。　※２　以下の場合など、例外的に当該賃金改善が困難な場合であって、合理的な説明がある場合はこの限りでない。・小規模事業所等で加算額全体が少額である場合・職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合　※３　令和６年度中に限り、新加算の加算額のうち旧特定加算額に相当する部分による賃金改善額が月額平均８万円（賃金改善実施期間における平均とする。）以上の職員を置くことにより、上記の要件を満たすこととしても差し支えない。 | □適□不適□該当なし |
| * + - 新加算（Ⅰ）
 | キャリアパス要件Ⅴ（配置等要件）　福祉専門職員等加算（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にあたっては特定事業所加算）の届出を行っているか※　重度障害者等包括支援、施設入所支援、短期入所、就労定着支援にあっては配置等要件に関する加算が無いため、配置等要件は不要。 | □適□不適□該当なし |
| * + - 新加算（Ⅰ）
		- 新加算（Ⅱ）

令和６年度中の経過措置* + - 新加算（Ⅲ）
		- 新加算（Ⅳ）
 | 職場環境等要件（令和６年度中の経過措置）　＜令和７年度以降については一部要件変更あり＞　新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する場合は、以下に掲げる職場環境等の改善に係る取組を実施し、その内容を全ての福祉・介護職員に周知しているか。【新加算Ⅰ又はⅡを算定する場合】　５２頁表の６つの区分から３つの区分を選択し、それぞれで１以上の取組を実施しているか。また、取組をホームページへの掲載等により公表しているか。（原則、障害福祉サービス等情報公表制度を活用すること。）【新加算Ⅲ又はⅣを算定する場合】５２頁表の６つの区分に記載の取組のうち１以上を実施しているか。 | □適□不適□該当なし |
| * + - 新加算（Ⅴ）
 | （令和６年度中の経過措置）　　令和6年5月31日時点で、[根拠通知別紙１表2-3](https://www.mhlw.go.jp/content/001223193.pdf)に掲げる各加算を算定していた事業所等であって、それぞれ[同根拠通知別紙1表2-2](https://www.mhlw.go.jp/content/001223193.pdf)に掲げる要件を満たした上で、経過措置区分である新加算Ⅴ⑴から⒁までのうち該当する加算区分を算定しているか。※　別の加算への区分変更や令和６年６月以降の新設事業所が加算を算定することはできません。 | □適□不適□該当なし |

第７　業務管理体制の整備

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令／確認文書等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　業務管理体制の整備 | ４サービス共通（１）法令遵守責任者の選任　　□事業者（法人）で１人、法令遵守責任者を選任し、届け出ているか。　【職名：　　　　　　　　　氏名：　　　　　　　　　　】　　□届け出ている内容に、変更は無いか。　　□法令遵守についての方針を定め、職員に周知しているか。※事業所等の数が20以上の法人の場合、法令遵守規程を整備し、各事業所（施設）に周知する必要があります。【周知の有無】　有　・　無①指定事業所等が２以上の都道府県に所在する事業者→厚生労働大臣に届出②指定事業所等が１の指定都市に所在する事業者→指定都市の長に届出1. 指定事業所等が１の中核市に所在する事業者→中核市の長に届出

④①～③以外の事業者→都道府県知事に届出

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所等の数 | 20未満 | 20以上100未満 | 100以上 |
| 業務管理体制の内容 | 法令遵守責任者の選任 | 法令遵守責任者の選任 | 法令遵守責任者の選任 |
|  | 法令遵守規程の整備 | 法令遵守規程の整備 |
|  |  | 業務執行状況の定期的な監査 |
| 届出事項 | 法令遵守責任者の氏名等 | 法令遵守責任者の氏名等 | 法令遵守責任者の氏名等 |
|  | 法令遵守規程の概要 | 法令遵守規程の概要 |
|  |  | 業務執行状況の監査方法の概要 |

（２）事業者（法人）としての法令遵守体制の構築ができているか。　　人員の確保　　　□各事業所（施設）に、毎日従業者の人員を確認させ、定期的に報告を求める等により、人員を確保しているか。　　　□各事業所（施設）の人員が不足したとき又は不足する恐れのあるときは、人員について権限のある部署に報告させ、人員を確保しているか。　　定員の遵守□各事業所(施設)に毎日利用者数を確認させ、定期的に報告を求める等により、届出られた定員を超えないよう管理しているか。　　人権擁護、虐待防止及び身体拘束禁止　　　□利用者の人権擁護，虐待防止及びやむを得ない場合を除く身体拘束の禁止について従業者に周知し、研修等を実施しているか。　　事故の発生防止　　　□事故の発生防止について、従業者に周知し、研修等を実施するとともに、事故が発生した場合や発生する恐れがあったときは情報を集約し、再発防止策を徹底しているか。　　その他の運営基準も遵守　　　□その他の運営（利用者への説明、計画の作成、記録の作成等）について、運営基準を従業者に周知し、研修を実施しているか。　　適切な給付費の請求　　　□各事業所（施設）の毎月の給付費請求前に、請求が法令の要件を満たしていることを確認させる等をして、適正な給付費の請求を行うように措置しているか。　　他法令の遵守　　　□労働基準法、労働安全衛生法、健康保険法、建築基準法等の他法令の法令遵守について、従業者に周知しているか。　　個人情報の管理　　　□従業員による個人情報の漏洩を防止するため，規定の整備，個人情報使用の同意，個人情報を記載した紙及び記録した電子記録媒体（ＵＳＢ等）の管理等の対策をとっているか。【ＵＳＢメモリの使用　　有　・　無　　】 | 根拠法第51条の2第2　項根拠法施行規則第34条の27、28※事業所（施設）数が１００以上の法人の場合、業務執行の状況の監査を定期的に実施する必要があります。　【監査の実施】　有　・　無 | □適□不適 |

本表４０頁参照

＜特定事業所加算における留意事項通知の主な項目＞

要件①について＜体制要件＞

◎　計画的な研修の実施

　　　当該事業所におけるサービス従業者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、居宅介護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

　　　◆平18障発第1031001第二の2(1)⑮(一)ア

要件②について＜体制要件＞

◎　会議の定期的開催

　　　サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる居宅介護従業者のすべてが参加するものでなければならない。また、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。

なお、利用者に対して、原則として土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者が従業者1人ひとりと個別に、又は数人ごとに開催する方法により開催することで差し支えない。

また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、概ね１月に１回以上開催されている必要がある（※■重度訪問介護については、「ただし、利用者に対して土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、必ずしも毎月の開催ではなく、必要性が生じた場合に開催することで差し支えない。この場合においても、また、会議の開催状況については、その概要を記録する必要がある。」）。（令和６年度～）

会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。

◆平18障発第1031001第二の2(1)⑮(一)イ

◎　文書等による指示及びサービス提供後の報告

　　少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

　　・利用者のＡＤＬや意欲

　　・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望

　　・家族を含む環境

　　・前回のサービス提供時の状況

　　・その他サービス提供に当たって必要な事項（※■重度訪問介護の「毎月定期的」とは、当該サービス提供月の前月末に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を伝達すること。）（令和６年度～）

　　　　「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については変更があった場合に記載することで足りるものとし、１日のうち、同一の居宅介護従業者が同一の利用者に複数回訪問する場合であって、利用者の体調の急変等、特段の事情がないときは、当該利用者に係る文書等の指示及びサービス提供後の報告を省略することも差し支えないものとする。

　　　　サービス提供責任者が事業所に不在時のサービス提供に係る文書等による指示及びサービス提供後の報告については、サービス提供責任者が事前に一括指示を行い、適宜事後に報告を受けることも差し支えないものとする。この場合、前回のサービス提供時の状況等については、居宅介護従業者の間で引継ぎを行う等、適切な対応を図るとともに、利用者の体調の急変等の際の対応の

　　　ためサービス提供責任者との連絡体制を適切に確保すること。「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、ＦＡＸ、メール等によることも可能である。

　　　　 また、利用者に対して、原則として土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者の勤務時間外にもサービス提供が行われることから、サービス提供責任者の勤務時間内に対応可能な範囲での伝達で差し支えない。なお、居宅介護従業者から適宜受けるサービス提供終了後の報告内容についても、サービス提供責任者は、文書にて記録を保存しなければならない。

　　 　 ◆平18障発第1031001第二の2(1)⑮(一)ウ

★行動援護（※令和６年度～）【令和９年３月３１日までの経過措置あり】

　（１） 医療・教育等の関係機関との連携

ア サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書（以下「行動援護計画等」という。）の作成及び利用者に対する交付にあたっては、あらかじめ当該利用者又は家族等の同意を得て、病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関の職員と連絡調整を行い、支援に必要な利用者に関する情報の提供を受けた上で行うこと。なお、直接、関係機関への聞き取りが難しい場合は、家族や相談支援専門員等を通じて必要な情報の提供を受けること。また、支援に必要な利用者の情報の提供を受けた場合には、相手や日時、その内容の要旨及び行動援護計画等に反映させるべき内容を記録しておくこと。

イ 医療機関や教育機関等の関係機関と連携した支援を行うために、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。

ウ 利用者の状態や支援方法等を記録した文書を関係機関に提供する場合には、当該利用者又は家族の同意を得ること。

◆平18障発第1031001第二の2(4)⑦

要件③について＜体制要件＞

◎　労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない居宅介護従業者も含めて、少なくとも１年以内ごとに１回、事業主の費用負担により実施しなければならない。

　　　新たに加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも１年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。

　　　◆平18障発第1031001第二の2(1)⑮(一)エ

要件④について＜体制要件＞

◎　当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとする。なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとする。

　　 ◆平18障発第1031001第二の2(1)⑮(一)オ

要件⑤について＜体制要件＞

◎　サービス提供責任者又はサービス提供責任者と同等と認められる居宅介護従業者(当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある居宅介護従業者)が、新規に採用した従業者に対し適切な指導を行うものとする。

　　 ◆平18障発第1031001第二の2(1)⑮(一)カ

要件⑥について＜人材要件＞

◎　割合については、前年度(３月を除く｡)又は届出日の属する月の前３月の１月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。

　 なお、介護福祉士、実務者研修修了者、又は介護職員基礎研修課程修了者若しくは１級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とする。

　 また、ウにおける常勤の居宅介護従業者とは、事業所で定めた勤務時間(１週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）の全てを勤務している居宅介護従業者をいう。

　 　◆平18障発第1031001第二の2(1)⑮(二)ア

▲同行援護（※令和６年度～）

　　第543 告示の第9 号イ(6)の「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平成18 年厚生労働省告示第548号）第9号に規定する者であって、視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者等に対して法第78条第1項に規定する特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成する事業に参加し、都道府県知事から視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者等への支援に必要な知識及び技術を有する者と認める旨の証明書の交付を受けたものの占める割合」については、2の⑶の③の㈣に該当する者（※）は含まない。

　　※令和3年3月31日において、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業(地域生活支援事業通知の「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」をいう。)に従事し、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して支援を行った経験を有する者(以下「盲ろう者向け通訳・介助員」という。)で、令和6年3月31日において同行援護の事業を行う事業所の従業員であった者→「所定単位数の100分の90に相当する単位数」

 ◆平18障発第1031001第二の2(3)⑨

要件⑦について＜人材要件＞

◎　ここでいう実務経験は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研修終了前の従事期間も含めるものとする

　　 ◆平18障発第1031001第二の2(1)⑮(二)イ

要件⑧について＜人材要件＞

◎　本主眼事項第２の２により常勤のサービス提供責任者を２人以上配置することとされている事業所において、ただし書きにより常勤のサービス提供責任者を１名配置し、非常勤のサービス提供責任者を常勤換算方法で必要とされる員数配置することで基準を満たすことになるが、本要件を満たすためには、常勤のサービス提供責任者を２名以上配置しなければならないとしているものである。

　　 ◆平18障発第1031001第二の2(1)⑮(二)イ

要件⑨について＜重度障害者対応要件＞

◎　障害支援区分５以上又は４以上である者、喀痰吸引等(口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養をいう。以下同じ。)を必要とする者、児童福祉法第７条第２項に規定する重症心身障害児及び児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24 年厚生労働省告示第122 号）別表障害児通所給付費等単位数表第１の１の表(以下「スコア表」という。)の項目のに掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児（以下「重度障害児」という。）の割合については、前年度(３月を除く)又は届出日の属する月の前３月の１月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。

　　　また、本要件に係る割合の計算において、喀痰吸引等を必要とする者及び重度障害児の人数を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られること。

　 ◆平18障発第1031001第二の2(1)⑮(三)

■重度訪問介護（※令和６年度～）

　　障害支援区分5以上である者又は喀痰吸引等を必要とする者の割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。

また、本要件に係る割合の計算において、喀痰吸引等を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られること。

 ◆平18障発第1031001第二の2(2)⑧エ

▲同行援護（※令和６年度～）

　　障害支援区分5以上である者又は同号ニ(4)の障害支援区分4以上である者、喀痰吸引等を必要とする者の割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。

本要件に係る割合の計算において、喀痰吸引等を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られること。なお、その他の規定については、2の(1)の⑭（㈢を除く。）の規定を準用する。

 ◆平18障発第1031001第二の2(3)⑨

★行動援護（※令和６年度～）【令和９年３月３１日までの経過措置あり】

　　障害支援区分5以上である者又は障害支援区分4以上である者、喀痰吸引等を必要とする者の割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。

また、本要件に係る割合の計算において、喀痰吸引等を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られること。なお、その他の規定については、2の(1)の⑭（㈢を除く。）の規定を準用する。

◆平18障発第1031001第二の2(4)⑦

